

# 人事委員会年報

(平成21年度)

広島県人事委員会事務局

# 目 次

## 第1 人事委員会の運営

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 人事委員会の開催状況    | 1  |
| 2 人事委員会規則の制定・改廃 | 6  |
| 3 条例案に対する意見     | 8  |
| 4 人事委員会主要行事     | 10 |

## 第2 審査関係業務

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 公平審査             | 11 |
| （1）不利益処分に関する不服申立て  | 11 |
| （2）勤務条件に関する措置の要求   | 33 |
| 2 職員からの苦情相談        | 34 |
| 3 職員団体等            | 35 |
| （1）職員団体の登録         | 35 |
| （2）管理職員等の範囲の指定     | 36 |
| 4 労働基準監督機関としての職権行使 | 41 |

## 第3 任用関係業務

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 職員の採用           | 45 |
| （1）職員採用試験等の実施状況   | 45 |
| （2）主な採用試験日程及び試験会場 | 49 |
| （3）受験資格等          | 50 |
| （4）採用選考の状況        | 51 |
| （5）広報活動等          | 51 |
| （6）危機管理等          | 52 |
| 2 職員の昇任           | 53 |
| 3 臨時的任用           | 53 |

## 第4 給与関係業務

|  |    |
|--|----|
| 1 職員給与の実態                                | 55 |
| （1）職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比 | 55 |
| （2）職員の平均給与月額                             | 55 |
| 2 夏季一時金に関する特別調査                          | 56 |
| （1）調査の目的及び調査対象事業所等                       | 56 |
| （2）調査の結果                                 | 56 |
| 3 職種別民間給与実態調査                            | 57 |
| （1）調査の目的及び調査対象事業所等                       | 57 |
| （2）職員給与と民間給与との比較                         | 57 |
| 4 職員の給与に関する報告及び勧告                        | 59 |
| （1）職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告（要旨）               | 59 |
| （2）職員の給与に関する報告（要旨）                       | 60 |
| （3）勧告（要旨）                                | 63 |
| （4）人事行政における当面の諸課題に関する報告（要旨）              | 65 |
| 5 職員の給与制度改定の動き                           | 69 |

# 人事委員会の運営



# 第1 人事委員会の運営

## 1 人事委員会の開催状況

平成21年度の人事委員会は35回開催され、その内容は次のとおりである。

| 項目  | 開催年月日           | 付議事項等  |
|-----|-----------------|--|
| 第1回 | 平21.4.9<br>(木)  | (協議事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校 13~18年度人事)<br>2 夏季一時金特別調査の対応について<br>3 人事委員会日程(案)について<br>(報告事項)<br>1 平成20年度職員による苦情相談の概要について<br>2 平成20年度事業所調査結果の概要について<br>3 平成21年度人事委員会事務局事務概要について   |
| 第2回 | 平21.4.23<br>(木) | (付議事項)<br>1 管理職員等の範囲を定める規則の制定について(受託分)<br>(協議事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校15・16・17年度人事)<br>(報告事項)<br>1 平成21年度第1回警察官採用試験申込者数について<br>2 受験案内への任用制限の記載について<br>3 平成21年職種別民間給与実態調査について<br>4 民間企業における夏季一時金に関する調査の実施について<br>5 全国人事委員会連合会役員会の概要について  |
| 第3回 | 平21.5.8<br>(金)  | (付議事項)<br>1 夏季一時金調査に基づく特別給の対応について<br>(協議事項)<br>1 人事委員会日程(案)について<br>2 退職手当返納制度における諮問について<br>(報告事項)<br>1 平成21年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)採用計画について<br>2 職員団体からの要請等について   |
| 第4回 | 平21.5.11<br>(月) | (付議事項)<br>1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告について  |
| 第5回 | 平21.5.15<br>(金) | (付議事項)<br>1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告について  |
| 第6回 | 平21.5.21<br>(木) | (付議事項)<br>1 人事委員会指令の改正について<br>2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について(受託分)<br>3 不服申立ての取り下げについて(職務命令違反事案)<br>(協議事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校 13~18年度人事)<br>(報告事項)<br>1 平成21年度第1回警察官採用試験の第1次試験合格者について<br>2 期末手当及び勤勉手当に係る全国の勧告(報告)等の状況について<br>3 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校・21年度人事)<br>4 職員団体からの要請等について |
| 第7回 | 平21.6.3<br>(水)  | (付議事項)<br>1 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について(受託分)<br>2 不利益処分に関する不服申立てについて(平成20年度卒業式関係処分(県立学校))<br>(協議事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校 15・16・17年度人事)<br>2 人事委員会日程(案)について<br>(報告事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校・21年度人事)<br>2 人事委員会報告への対応について   |

|      |                 |   |
|------|-----------------|---|
| 第8回  | 平21.6.22<br>(月) | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例案に係る意見について</li> <li>2 県の課長相当職への昇任選考について</li> <li>3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (受託分)</li> <li>4 不利益処分に関する不服申立てについて (県立学校 21年度人事)</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立てについて (県立学校 13年度～18年度人事)</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の部長相当職等への昇任選考について</li> <li>2 平成21年度第1回警察官採用試験の第2次試験合格者について</li> <li>3 平成21年度広島県職員採用試験 (大学卒業程度) の申込状況について</li> <li>4 平成21年度広島県職員採用試験 (高校卒業程度) 採用計画について</li> <li>5 平成21年度第2回警察官採用試験の採用計画について</li> <li>6 職員採用試験の面接評定票について</li> <li>7 不利益処分に関する不服申立てについて (平成20年度卒業式関係処分 (県立学校))</li> </ol> |
| 第9回  | 平21.6.30<br>(火) | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則・訓令・指令の一部改正等について</li> <li>2 不利益処分に関する不服申立てについて (平成21年度入学式関係処分 (県立学校))</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不服申立ての取り下げについて (職務命令違反事案)</li> <li>2 全国人事委員会連合会総会の概要について</li> </ol>   |
| 第10回 | 平21.7.8<br>(水)  | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職務代理者について</li> <li>2 委員の職務分担について</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会日程 (案) について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成21年度広島県職員採用試験 (大学卒業程度) 第1次試験合格者について</li> <li>2 平成21年職種別民間給与実態調査の実施状況について</li> </ol>  |
| 第11回 | 平21.7.21<br>(火) | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察本部の課長職 (公安職) への採用選考について</li> <li>2 警察本部の参事官級等 (公安職) への昇任選考について</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立てについて (県立学校 13年度～18年度人事)</li> <li>2 不利益処分に関する不服申立てについて (小中学校教員 懲戒免職事案)</li> <li>3 不利益処分に関する不服申立てについて (小中学校 21年度人事)</li> <li>4 平成21年人事委員会勧告に向けての主な検討課題について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成21年度人事委員会事務局事務概要について (総務委員会提出)</li> </ol>  |
| 第12回 | 平21.8.11<br>(火) | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成21年度第1回警察官採用試験の最終合格者の決定について</li> <li>2 平成21年度広島県職員採用試験 (大学卒業程度) の最終合格者の決定について</li> <li>3 警察本部の課長相当職等 (公安職・行政職) への昇任選考について</li> <li>4 不利益処分に関する不服申立てについて (小中学校 21年度人事)</li> <li>5 不利益処分に関する不服申立てについて (小中学校教員 懲戒免職事案)</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会勧告作業日程について</li> <li>2 人事委員会日程 (案) について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成21年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の採用計画について</li> </ol>   |
| 第13回 | 平21.8.20<br>(木) | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会指令の一部改正について</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 不利益処分に関する不服申立てについて (小中学校教員 懲戒免職事案)</li> <li>2 人事委員会勧告の課題について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 全国人事委員会連合会役員会の概要について</li> <li>2 今後の財政収支見通しについて</li> </ol>  |

|      |                  |  |
|------|------------------|--|
| 第14回 | 平21.9.2<br>(水)   | (付議事項)<br>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について<br>(協議事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校教員 懲戒免職事案)<br>2 人事委員会日程(案)について  |
| 第15回 | 平21.9.9<br>(水)   | (付議事項)<br>1 公安職9級及び公安職8級に属する職への昇任選考について<br>2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について  |
| 第16回 | 平21.9.15<br>(火)  | (付議事項)<br>1 職員の採用選考について<br>2 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について<br>(協議事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校 13年度～18年度人事)<br>(報告事項)<br>1 平成21年度第2回警察官採用試験の申込者数について<br>2 平成21年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の申込者数について<br>3 四者共との協議(第1回)について<br>4 職員団体からの要請等について |
| 第17回 | 平21.9.25<br>(金)  | (付議事項)<br>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について<br>(協議事項)<br>1 臨時・非常勤職員の任用について<br>(報告事項)<br>1 職員団体との協議について  |
| 第18回 | 平21.9.29<br>(火)  | (付議事項)<br>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について<br>(報告事項)<br>1 平成21年度第2回警察官採用試験の第1次試験合格者について  |
| 第19回 | 平21.10.7<br>(水)  | (付議事項)<br>1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について<br>2 職員の採用選考について<br>(報告事項)<br>1 「本年の報告・勧告のポイントと給与勧告の仕組み」について<br>2 四者共との協議(第3回)について  |
| 第20回 | 平21.10.20<br>(火) | (付議事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校教員 戒告事案)<br>2 管理職員等の範囲を定める規則の廃止について(受託分)<br>3 職員団体の登録の取消しについて<br>(協議事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(小中学校教員 懲戒免職事案)<br>2 人事委員会日程(案)について<br>(報告事項)<br>1 平成21年各都道府県の給与勧告の状況<br>2 職員団体との協議について              |
| 第21回 | 平21.10.28<br>(水) | (協議事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(県立学校 13～18年度人事)<br>(報告事項)<br>1 平成21年度第2回警察官採用試験の第2次試験合格者について<br>2 平成21年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の第1次試験合格者について  |
| 第22回 | 平21.11.6<br>(金)  | (付議事項)<br>1 不利益処分に関する不服申立てについて(警察本部 戒告事案)<br>2 管理職員等の範囲を定める規則の制定について(受託分)<br>(協議事項)<br>1 地域手当の暫定的な支給割合等の検討状況及び今後の対応について<br>2 期末手当及び勤勉手当の年間調整の検討状況及び今後の対応について   |

|      |                  |   |
|------|------------------|---|
| 第23回 | 平21.11.24<br>(火) | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成21年度第2回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について</li> <li>平成21年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)最終合格者の決定について</li> <li>平成21年度身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の合格者決定について</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>育児・介護休業法の改正に係る休暇制度の改正の検討状況について</li> <li>人事委員会日程(案)について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>確定交渉における給与改定等の提案状況</li> <li>「広島県職員採用ガイドランス」の開催について</li> </ol>     |
| 第24回 | 平21.11.30<br>(月) | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>県の課長相当職への昇任選考について</li> <li>「管理職手当に関する規則」の一部改正について</li> <li>人事委員会指令(級別職務区分表)の一部改正について</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>教育職員の週休日の振替を行う期間の拡大の検討について</li> </ol>   |
| 第25回 | 平21.12.10<br>(木) | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>条例案に係る意見について</li> <li>不利益処分に関する不服申立について(小中学校15・16・17年度人事)</li> <li>職員の採用選考について</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会日程(案)について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>全国人事委員会連合会役員会の概要について</li> <li>全国知事会行政改革プロジェクトチーム会議について</li> </ol>  |
| 第26回 | 平21.12.21<br>(月) | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>条例案に係る意見について</li> </ol>  |
| 第27回 | 平21.12.22<br>(火) | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会規則及び指令の一部改正について</li> <li>年次有給休暇取得の特例承認について</li> <li>不利益処分に関する不服申立について(小中学校15・16・17年度人事)</li> <li>職員(医療ソーシャルワーカー)の採用選考について</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>県立広島病院の職員の採用選考について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「広島県職員採用ガイドランス」の実施概要について</li> </ol>  |
| 第28回 | 平22.1.15<br>(金)  | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>職員(医療ソーシャルワーカー)の採用選考について</li> <li>不利益処分に関する不服申立について(小中学校懲戒免職事案)</li> <li>勤務条件に関する措置の要求について(県立学校教員事案)</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>不服申立事案の処理状況について</li> <li>海の道プロジェクト・チームの設置について</li> </ol>  |
| 第29回 | 平22.1.26<br>(火)  | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>県の課長相当職への昇任選考について</li> <li>人事委員会指令(級別職務区分表)の一部改正について</li> <li>管理職手当に関する規則の一部改正について</li> <li>管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> <li>平成21年度現業職員(教育委員会)任命換選考の合格者の決定について</li> <li>不利益処分に関する不服申立について(小中学校教員懲戒免職事案)</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会日程(案)について</li> </ol> <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>不服申立の取下げについて(県立学校20年度人事)</li> </ol> |
| 第30回 | 平22.2.9<br>(火)   | <p>(付議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会事務局の組織改正について</li> </ol> <p>(協議事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人事委員会日程(案)について</li> </ol>  |



|        |                        |   |
|--------|------------------------|---|
| 第 31 回 | 平 2 2 . 2 . 1 9<br>(金) | (付議事項)<br>1 条例案に係る意見について<br>(協議事項)<br>1 平成 2 2 年度採用試験制度の見直しについて<br>(報告事項)<br>1 全国人事委員会連合会役員会の概要について   |
| 第 32 回 | 平 2 2 . 2 . 2 6<br>(金) | (付議事項)<br>1 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について<br>2 人事委員会指令(級別職務区分表)の一部改正について<br>3 警察本部の採用選考について<br>4 警察本部の参事官級等(公安職・行政職・研究職)への昇任選考について<br>5 平成 2 2 年度広島県職員採用試験実施計画について<br>(協議事項)<br>1 へき地学校等の指定見直しについて  |
| 第 33 回 | 平 2 2 . 3 . 9<br>(火)   | (付議事項)<br>1 警察本部の課長職(公安職)への採用選考について<br>2 公安職 9 級及び公安職 8 級に属する職への昇任選考について<br>3 平成 2 2 年度現業職員(教育委員会)の行政職への任命換選考について<br>4 不利益処分に関する不服申立について(県立学校 1 3 ~ 1 8 年度人事)<br>5 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について(受託分)<br>(協議事項)<br>1 教育職員の週休日の振替を行う期間の拡大の検討について<br>2 人事委員会日程(案)について<br>(報告事項)<br>1 警察本部の室長相当職(公安職)及び警視の階級への昇任選考について<br>2 平成 2 1 年度第 1 回広島県警察官採用試験採用計画について |
| 第 34 回 | 平 2 2 . 3 . 1 6<br>(火) | (付議事項)<br>1 人事委員会事務局職員の人事異動について<br>2 人事委員会指令(級別職務区分表)の一部改正について<br>3 県の室長相当職以上への昇任選考について<br>4 職員の採用選考について<br>5 人事委員会規則等の一部改正について<br>6 不利益処分に関する不服申立について(県立学校 1 3 ~ 1 8 年度人事)<br>(報告事項)<br>1 職員団体からの要請等について   |
| 第 35 回 | 平 2 2 . 3 . 2 6<br>(金) | (付議事項)<br>1 人事委員会規則・訓令・指令の一部改正について<br>2 週休日の振替期間の延長に係る特例承認について<br>3 県の室長相当職以上への昇任選考について<br>4 特勤勤務手当等に係る特勤公署等の指定基準見直しへの対応について<br>(報告事項)<br>1 広島県職員の行動理念について  |

付議事項 8 4 件

協議事項 3 9 件

報告事項 5 6 件

合 計 1 7 9 件

## 2 人事委員会規則の制定・改廃

平成21年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

| 制定・改正<br>年 月 日               | 規 則 名  | 概 要                             |
|------------------------------|--|---------------------------------|
| 平 21. 4. 1<br>公布・施行          | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則   | 組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正       |
| 平 21. 4.30<br>公布・施行          | 芸北広域環境施設組合の管理職員等の範囲を定める規則<br>(受託分)                                     | 職の新設等に伴う制定                      |
| 平 21. 5.28<br>公布・施行          | 安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則<br>(受託分)                               | 組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正       |
| 平 21. 5.28<br>公布・施行          | 安芸郡海田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則<br>(受託分)                               | 組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正       |
| 平 21. 5.28<br>公布・施行          | 安芸郡坂町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則<br>(受託分)                                | 組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正       |
| 平 21. 5.28<br>公布・施行          | 山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則<br>(受託分)                              | 組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正       |
| 平 21. 5.28<br>公布・施行          | 安芸地区衛生施設管理組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則<br>(受託分)                         | 組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正       |
| 平 21. 5.28<br>公布・施行          | 広島県市町総合事務組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則<br>(受託分)                          | 組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正       |
| 平 21. 6.21<br>公布・施行          | 甲世衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則<br>(受託分)                               | 組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正       |
| 平 21. 6.29<br>公布・施行          | 安芸郡熊野町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則<br>(受託分)                               | 組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正       |
| 平 21. 6.29<br>公布・施行          | 世羅郡世羅町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則<br>(受託分)                               | 組織の改編等による職の新設・改廃等に伴う所要の改正       |
| 平 21. 7. 6<br>公布・施行          | 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則   | 職員の退職手当に関する条例の一部改正等に伴う所要の改正     |
| 平 21.10.29<br>公布・施行          | 竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則及び竹原広域行政組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則<br>(受託分) | 組織の消滅に伴う廃止                      |
| 平 21.11.12<br>公布・施行          | 広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則  | 組織の新設に伴う制定                      |
| 平 21.12. 1<br>公布・施行          | 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  | 職の新設に伴う所要の改正                    |
| 平21.12.25 公布<br>平22. 1. 1 施行 | 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則   | 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う所要の改正 |
| 平21.12.25 公布<br>平22. 1. 1 施行 | 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則   | 制度見直しに伴う所要の改正                   |
| 平21.12.25 公布<br>平22. 1. 1 施行 | 人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則  | 制度見直しに伴う所要の改正                   |
| 平21.12.25 公布<br>平22. 1. 1 施行 | 職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則  | 職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う所要の改正       |
| 平21.12.25 公布<br>平22. 1. 1 施行 | 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則   | 制度見直しに伴う所要の改正                   |
| 平21.12.25 公布<br>平22. 4. 1 施行 | 職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則   | 制度見直しに伴う所要の改正                   |

| 制定・改正<br>年 月 日               | 規 則 名   | 概 要                  |
|------------------------------|---|----------------------|
| 平21.12.25 公布<br>平22. 1. 1 施行 | 管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則                  | 制度見直しに伴う所要の改正        |
| 平21.12.25 公布<br>平22. 1. 1 施行 | 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則 | 制度見直しに伴う所要の改正        |
| 平21.12.25 公布<br>平22. 1. 1 施行 | 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則                       | 制度見直しに伴う所要の改正        |
| 平 22. 1.27<br>公布・施行          | 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則                             | 職の新設に伴う所要の改正         |
| 平 22. 1.27<br>公布・施行          | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則                          | 職の新設に伴う所要の改正         |
| 平22. 3. 8 公布<br>平22. 4. 1 施行 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則                    | 公益法人等の設立・改廃に伴う所要の改正  |
| 平 22. 3.15<br>公布・施行          | 安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則<br>(受託分)          | 組織改編に伴う所要の改正         |
| 平22. 3.17 公布<br>平22. 4. 1 施行 | 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則  | 市町立学校の所在級地変更に伴う所要の改正 |
| 平22. 3.25 公布<br>平22. 4. 1 施行 | 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則                     | 職名、就学区分の変更等に伴う所要の改正  |
| 平22. 3.25 公布<br>平22. 4. 1 施行 | 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則                             | 組織改編に伴う所要の改正         |

### 3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、平成21年度に意見を求められた条例案9件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

| 年月日         | 条例案   | 意見   |
|-------------|---|--|
| H21. 6. 22  | ■ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案                              | 適切と考える   |
|             | ■ 特別職等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案中職員に関する部分                   | 適切と考える   |
| H21. 12. 10 | ■ 知事等及び職員の給与の特例に関する条例案中職員に関する部分                         | 県の厳しい財政状況等を勘案してとられる措置であると思料する  |
|             | 知事等の給与の特例中、職員に関する部分                                     |  |
|             | 職員の給与の特例に関する部分  | 地方公務員法に定める職員の給与決定原則とは異なる特別例外な措置であるが、県の厳しい財政状況等を勘案してとられる措置であり、やむを得ないものと考え     |
|             | ■ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分                      | 適切と考える   |
|             | ■ 職員の給与に関する条例及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案 | 適切と考える   |
|             | ■ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案              | 適切と考える   |
| H21. 12. 21 | ■ 職員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分                   | 平成16年度以降実施されている給与の減額措置は、地方公務員法に定める職員の給与の決定原則とは異なる特別例外の措置であり、この減額措置を解消されるよう望む |
|             | 職員の給与の特例に関する条例の一部改正及び市町立学校職員の給与の特例に関する条例の一部改正           |  |
|             | 特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正のうち職員に関する部分                     | 県の厳しい財政状況等を勘案してとられる措置であると思料する  |

| 年月日                                      | 条 例 案                          | 意 見    |
|--|--------------------------------|--------|
| H22. 2. 19                               | ■ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案      | 適当と考える |
|  | 職員給与に関する条例の一部改正                |        |
|  | 職員勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正         |        |
|  | 職員育児休業等に関する条例の一部改正             |        |
|  | 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正 |        |
|  | 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正      |        |
| 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正 |                                |        |

#### 4 人事委員会主要行事

| 区分          | 人事委員会  | 人事委員会協議会関係                                       | その他   |
|-------------|--|--|---|
| 平成21年<br>4月 | 4. 9 第1回人事委員会<br>4.23 第2回人事委員会   | 4.13 全国人事委員会連合会役員会<br>4.27 十四都道府県協議会<br>委員長・局長会議 | 4. 9 口頭審理<br>4.23 口頭審理                      |
| 5月          | 5. 8 第3回人事委員会<br>5.11 第4回人事委員会<br>5.15 第5回人事委員会<br>5.21 第6回人事委員会                       | 5.26 中国地方人事委員会協議会<br>委員全員会議                      | 5.15 人事委員会報告<br>5.21 口頭審理                   |
| 6月          | 6. 3 第7回人事委員会<br>6.22 第8回人事委員会<br>6.30 第9回人事委員会  | 6.12 全国人事委員会連合会<br>役員会・総会                        | 6. 3 口頭審理<br>6.22 口頭審理                      |
| 7月          | 7. 8 第10回人事委員会<br>7.21 第11回人事委員会   |  | 7.21 口頭審理<br>7.23 大卒程度2次試験<br>～8.4 (面接：9日間) |
| 8月          | 8.11 第12回人事委員会<br>8.20 第13回人事委員会   | 8.12 全国人事委員会連合会役員会                               | 8.20 口頭審理                                   |
| 9月          | 9. 2 第14回人事委員会<br>9. 9 第15回人事委員会<br>9.15 第16回人事委員会<br>9.25 第17回人事委員会<br>9.29 第18回人事委員会 |  | 9. 2 口頭審理<br>9.15 口頭審理                      |
| 10月         | 10. 7 第19回人事委員会<br>10.20 第20回人事委員会<br>10.28 第21回人事委員会                                  |  | 10. 7 人事委員会報告<br>10.20 口頭審理<br>10.28 口頭審理   |
| 11月         | 11. 6 第22回人事委員会<br>11.24 第23回人事委員会<br>11.30 第24回人事委員会                                  | 11.19 全国人事委員会連合会<br>役員会・総会                       |   |
| 12月         | 12.10 第25回人事委員会<br>12.21 第26回人事委員会<br>12.22 第27回人事委員会                                  |  |   |
| 平成22年<br>1月 | 1.15 第28回人事委員会<br>1.26 第29回人事委員会   |  |   |
| 2月          | 2. 9 第30回人事委員会<br>2.19 第31回人事委員会<br>2.26 第32回人事委員会                                     | 2.12 全国人事委員会連合会役員会                               |   |
| 3月          | 3. 9 第33回人事委員会<br>3.16 第34回人事委員会<br>3.26 第35回人事委員会                                     |  |   |

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 35回 ●人事委員会協議会関係 7回  
●口頭審理 11回

# 審 查 関 係 事 務





## 第2 審査関係業務

### 1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には不服申立て（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

不服申立て及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

#### (1) 不利益処分に関する不服申立て

| 平成12年（不）第2号～第1304号事案（戒告処分取消請求） |   |
|--------------------------------|---|
| 1 当事者                          | 審査請求人 県立学校教職員（1,304名）<br>処分者 広島県教育委員会   |
| 2 処分の内容                        | (1) 処分年月日 平成11年12月28日，平成12年2月10日<br>(2) 処分内容 戒告<br>(3) 処分事由 「勤務時間中の職員団体のための職員の活動状況調べ」を適正に記入し、提出するように校長から職務命令が出されていたにもかかわらずこれに従わなかったことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地公法第32条及び信用失墜行為を禁止した地公法第33条に違反する。   |
| 3 不服申立理由の要旨                    | いわゆる「組合年休」は、1972年に県教委との間で交わされた覚書等をもとに労使慣行として行われてきた。「回復措置」の一部として組合年休が行使されていたものであり、このことは県教委として「周知の事実」であった。<br>「県立学校長に対する事務委任規程」にあるように教職員の服務監督権限は学校長にあり、県教委が校長の服務監督権限を越えて「自己申告」を求めるのは不当である。<br>「組合年休」を一方的に違法行為とし、処分を前提として「自己申告」を求めるのは、自白の強要であり、憲法第38条違反である。また時間の特定が不可能であったため「記憶にない」と書いて提出せざるを得なかった者もいるが、職務命令に応じて提出したにもかかわらず、地公法第32条違反を根拠とする処分は不当である。   |
| 4 審査の経過                        | 平成12年2月4日 不服申立て（1,303名）<br>平成12年2月21日 不服申立て（1名）<br>平成12年2月23日 受理（1,261名）<br>" 却下（43名：申立ての資格を欠く）<br>平成12年7月13日～平成17年6月14日 取下げ（計29名）<br>平成17年6月29日 第1回準備手続<br>平成17年8月2日 第2回準備手続<br>平成17年8月22日 取下げ（1名）<br>平成17年8月26日 取下げ（1名）<br>平成17年9月1日 第1回口頭審理<br>平成17年11月22日 第2回口頭審理<br>平成17年12月21日 第3回口頭審理<br>平成18年1月6日 取下げ（1名）<br>平成18年2月9日 第4回口頭審理<br>平成18年3月28日 第5回口頭審理<br>平成18年4月25日 第6回口頭審理<br>平成18年5月30日 第7回口頭審理<br>平成18年6月6日 取下げ（1名）<br>平成18年7月6日 第8回口頭審理<br>平成18年8月7日 第9回口頭審理 |

|             |          |
|-------------|----------|
| 平成18年8月9日   | 取下げ（1名）  |
| 平成18年9月12日  | 第10回口頭審理 |
| 平成18年10月30日 | 第11回口頭審理 |
| 平成18年11月28日 | 第12回口頭審理 |
| 平成19年1月24日  | 第13回口頭審理 |
| 平成19年3月28日  | 第14回口頭審理 |
| 平成19年5月22日  | 第15回口頭審理 |
| 平成19年7月5日   | 第16回口頭審理 |
| 平成19年9月26日  | 取下げ（1名）  |
| 平成19年10月29日 | 第17回口頭審理 |
| 平成20年2月13日  | 第18回口頭審理 |
| 平成20年3月24日  | 第19回口頭審理 |
| 平成20年4月13日  | 取下げ（1名）  |
| 平成20年4月23日  | 第20回口頭審理 |
| 平成20年5月28日  | 第21回口頭審理 |
| 平成20年8月20日  | 第22回口頭審理 |
| 平成20年10月15日 | 第23回口頭審理 |
| 〃           | 取下げ（11名） |
| 平成21年5月18日  | 取下げ（1名）  |
| 平成21年6月26日  | 取下げ（1名）  |

5 審査の方法 公開口頭審理

平成13年（不）第1号～第24号事案  
 平成14年（不）第20号～第43号事案  
 平成15年（不）第2号～第13号事案（転任処分取消請求）  
 平成16年（不）第4号～第13号事案  
 平成17年（不）第10号事案  
 平成18年（不）第13号～第21号事案

1 当事者 審査請求人 県立学校教職員（13年度21名，14年度24名，15年度13名，16年度12名，17年度1名，18年度10名），市町村立学校教員（13年度1名），地方機関職員（13年度2名）（計84名）

処分者 広島県教育委員会，広島県知事

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成13年4月1日，平成14年4月1日，平成15年4月1日，平成16年4月1日，平成17年4月1日，平成18年4月1日

(2) 処分内容 転任（配置換，教育委員会部局から知事部局への異動等）

3 不服申立理由の要旨

- (1) 転任によって長距離通勤を強いられた。
- (2) 本人の希望に反する異動がなされた。
- (3) 教育の継続性，学校運営に支障のある人事である。
- (4) 不当労働行為に当たる人事異動である。
- (5) 健康不安，家庭生活，介護への支障がある。
- (6) 短期間で異動させられた。 など

4 審査の経過

平成13年5月30日，31日 13年度分不服申立て  
 平成13年8月1日 13年度分16件受理，8件却下  
 平成14年5月27日 14年度分不服申立て  
 平成14年7月31日 14年度分16件受理  
 平成14年8月21日 14年度分8件却下  
 平成15年5月22日 15年度分不服申立て  
 平成15年9月3日 15年度分7件受理，6件却下  
 平成15年10月6日 取下げ（13年度1名）

|             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 平成15年12月9日  | 取下げ (13年度 1名)                   |
| 平成16年2月6日   | 取下げ (13年度 2名)                   |
| 平成16年4月7日   | 取下げ (13年度 2名)                   |
| 平成16年5月20日  | 16年度分不服申立て                      |
| 平成16年8月25日  | 16年度分 6件受理, 6件却下                |
| 平成17年5月20日  | 17年度分不服申立て                      |
| 平成17年6月14日  | 17年度分 1件受理                      |
| 平成18年5月19日  | 18年度分不服申立て                      |
| 平成18年8月23日  | 18年度分 5件受理・5件却下                 |
| 平成19年5月7日   | 取下げ (14年度 1名)                   |
| 平成19年7月3日   | 13~18年度人事44件を併合                 |
| 平成19年8月3日   | 取下げ (13年度 2名, 14年度 4名, 15年度 1名) |
| 平成19年8月10日  | 取下げ (13年度 3名, 14年度 1名, 18年度 1名) |
| 平成19年8月24日  | 取下げ (13年度 1名, 15年度 1名)          |
| 平成19年9月26日  | 取下げ (14年度 1名)                   |
| 平成19年10月31日 | 第1回準備手続                         |
| 平成20年1月17日  | 取下げ (14年度 1名)                   |
| 平成20年3月4日   | 第2回準備手続                         |
| 平成20年4月4日   | 取下げ (18年度 1名)                   |
| 平成20年4月21日  | 第3回準備手続                         |
| 平成20年7月23日  | 第1回口頭審理                         |
| 平成20年9月17日  | 第2回口頭審理                         |
| 平成20年10月17日 | 取下げ (14年度 1名)                   |
| 平成20年11月18日 | 第3回口頭審理                         |
| 平成21年1月14日  | 第4回口頭審理                         |
| 平成21年2月10日  | 第5回口頭審理                         |
| 平成21年4月9日   | 第6回口頭審理                         |
| 平成21年5月21日  | 第7回口頭審理                         |
| 平成21年6月22日  | 第8回口頭審理                         |
| 平成21年7月21日  | 第9回口頭審理                         |
| 平成21年9月15日  | 第10回口頭審理                        |
| 平成21年10月28日 | 第11回口頭審理                        |
| 平成22年3月16日  | 却下                              |

5 審査の方法 公開口頭審理

平成13年 (不) 第25号~第65号事案  
平成14年 (不) 第5号, 第6号, 第67号~第70号事案 (戒告処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教職員  
(平成13年度入学式分41名・平成13年度卒業式分2名・平成14年度入学式分4名)  
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成13年5月11日・平成14年3月28日・平成14年5月10日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 入学式又は卒業式において, 事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず, 起立しなかった(職務命令違反, 信用失墜行為)。これまでも同様の行為を行っているもの。
- 3 不服申立理由の要旨
  - (1) 職務命令は, 国旗国歌法や学習指導要領を逸脱し, 憲法の保障する思想及び良心の自由, 表現の自由, 教育の自由を侵害しているものである。
  - (2) 職務命令を受けていない。
  - (3) 地公法第33条違反(信用失墜行為)については処分事由として成立しない。
- 4 審査の経過

|            |               |
|------------|---------------|
| 平成13年7月2日  | 13年度入学式分不服申立て |
| 平成13年7月17日 | 13年度入学式分受理    |

平成14年5月23日、24日 13年度卒業式分不服申立て  
平成14年6月10日 13年度卒業式分受理  
平成14年6月21日 14年度入学式分不服申立て  
平成14年7月3日 14年度入学式分受理  
平成16年12月14日 47件を併合  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。

5 審査の方法 公開口頭審理

平成13年（不）第66号～第101号事案（戒告処分取消請求）

1 当事者 審査請求人 県立学校教職員（36名）  
処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成13年5月11日

(2) 処分内容 戒告

(3) 処分事由 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことで文書訓告を受け、平成13年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席したことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条に違反する。

3 不服申立理由の要旨

(1) 職務命令を受けていない。

(2) 職務命令の内容が憲法等に違反する。

(3) 起立しなかったのは、正当な教育活動の実践である。

(4) 法令違反であるとしても、その程度に対して懲戒は重すぎる。

4 審査の経過

平成13年7月2日 不服申立て

平成13年7月17日 受理

平成14年5月17日 取下げ（1名）

平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。

5 審査の方法 公開口頭審理

平成14年（不）第7号～第19号事案（戒告処分取消請求）

1 当事者 審査請求人 県立学校教員（13名）  
処分者 広島県教育委員会

2 処分の内容

(1) 処分年月日 平成14年3月28日

(2) 処分内容 戒告

(3) 処分事由 次の行為（審査請求人ごとに異なる。）は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条に違反する。

ア 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年3月30日付けで文書訓告を受け、また、平成13年度入学式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年5月11日付けで戒告を受け、さらに、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。

イ 平成12年度卒業式の国歌斉唱時に着席したことにより平成13年3月30日付けで文書訓告等を受け、また、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。

ウ 平成13年度入学式の国歌斉唱時に着席（退場）したことにより平成13年5月11日付けで文書訓告を受け、また、平成13年度卒業式において事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に着席した。

3 不服申立理由の要旨

(1) 職務命令を受けていない。

(2) 職務命令の内容が憲法に違反する。

(3) 地公法第33条違反となる理由が理解できない。

- 4 審査の経過  
 平成14年5月27日 不服申立て  
 平成14年6月10日 受理  
 平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成14年（不）第72号～第78号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（7名）  
 処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
 (1) 処分年月日 平成14年5月10日  
 (2) 処分内容 戒告  
 (3) 処分事由 これまでにも事前に校長から卒業式及び入学式の国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず（退場したり）起立しないという行為を行っているところであるが、平成14年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう（又は入学式に参加するよう）職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立（又は式に参加）しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
- 3 不服申立理由の要旨  
 (1) 職務命令を受けていない。  
 (2) 職務命令の内容が憲法等に違反する。  
 (3) 新学期に備えて、教材の準備を職員室で行っていた行為を処分の対象とするのはおかしい。
- 4 審査の経過  
 平成14年7月3日 不服申立て  
 平成14年7月9日 受理  
 平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第15号～第22号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（8名）  
 処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
 (1) 処分年月日 平成15年3月28日  
 (2) 処分内容 戒告  
 (3) 処分事由 これまでにも事前に校長から卒業式及び入学式の国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず起立しないという行為を行っているところであるが、平成14年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。
- 3 不服申立理由の要旨  
 (1) 職務命令を受けていない。  
 (2) 君が代斉唱時に起立を求める職務命令は、効力を有しない。  
 (3) 憲法に違反する。  
 (4) 体調が悪くなったため着席していたものである。
- 4 審査の経過  
 平成15年5月27日 不服申立て  
 平成15年6月10日 受理  
 平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第24号～第44号事案  
平成16年（不）第20号～第35号事案（転任処分取消請求）  
平成17年（不）第11号～第13号事案

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教職員（15年度22名・16年度15名・17年度3名）  
県立学校職員（16年度1名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成15年4月1日・平成16年3月31日・平成16年4月1日・平成17年4月1日
  - (2) 処分内容 転任（配置換）
- 3 不服申立理由の要旨
  - (1) 転任によって通勤時間が増大した。
  - (2) 本人の希望に反する異動がなされた。
  - (3) 教育活動が中断された。
  - (4) 職員団体活動への妨害・報復である。
  - (5) 健康に不安，育児・介護に支障がある。
  - (6) 短期間で異動させられた。
  - (7) 県立学校への異動の際，辞職願の記入を強要された。 など
- 4 審査の経過

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 平成15年5月27日  | 15年度分不服申立て         |
| 平成15年9月3日   | 15年度分15件受理，7件却下    |
| 平成16年5月21日  | 16年度分不服申立て         |
| 平成16年5月21日  | 取下げ（15年度1名）        |
| 平成16年7月29日  | 取下げ（15年度2名）        |
| 平成16年8月25日  | 16年度分11件受理，6件却下    |
| 平成17年5月25日  | 17年度分不服申立て         |
| 平成17年6月14日  | 17年度分3件受理          |
| 平成18年1月20日  | 15～17年度人事26件を併合    |
| 平成18年3月2日   | 取下げ（16年度1名）        |
| 平成18年3月9日   | 第1回準備手続            |
| 平成18年5月2日   | 取下げ（15年度5名，17年度1名） |
| 平成18年6月9日   | 取下げ（15年度1名）        |
| 平成18年7月7日   | 取下げ（15年度1名，17年度1名） |
| 平成18年7月13日  | 第2回準備手続            |
| 平成18年9月13日  | 第3回準備手続            |
| 平成18年11月22日 | 第1回口頭審理            |
| 平成19年2月7日   | 第2回口頭審理            |
| 平成19年3月16日  | 第3回口頭審理            |
| 平成19年6月15日  | 第4回口頭審理            |
| 平成19年10月23日 | 第5回口頭審理            |
| 平成19年11月26日 | 第6回口頭審理            |
| 平成20年2月1日   | 第7回口頭審理            |
| 平成20年4月9日   | 第8回口頭審理            |
| 平成20年6月18日  | 第9回口頭審理            |
| 平成20年7月10日  | 第10回口頭審理           |
| 平成20年9月3日   | 第11回口頭審理           |
| 平成20年10月27日 | 第12回口頭審理           |
| 平成20年12月24日 | 第13回口頭審理           |
| 平成21年1月27日  | 第14回口頭審理           |
| 平成21年3月4日   | 第15回口頭審理           |
| 平成21年4月23日  | 第16回口頭審理           |
| 平成21年6月3日   | 第17回口頭審理           |
| 平成21年12月22日 | 却下                 |
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第46号～第48号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成15年5月9日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう（又は入学式に参加するよう）職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立（又は式に参加）しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも、職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
  - (1) 理由もなく納得できないことに従うことはできない。
  - (2) 転勤して間もない者に対して詳しい説明がなかったため参加できなかった。
  - (3) 事情を聞くことなく処分された。
- 4 審査の経過  
平成15年6月30日 不服申立て  
平成15年7月16日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第49号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成15年5月9日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも、職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過  
平成15年7月3日 不服申立て  
平成15年7月16日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成15年（不）第50号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成15年5月9日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成15年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも、職務命令に反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。

- 4 審査の経過  
 平成15年7月3日 不服申立て  
 平成15年7月16日 受理  
 平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成16年（不）第14号～第18号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（5名）・元県立学校教員（1名）  
 処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
 (1) 処分年月日 平成16年3月30日  
 (2) 処分内容 戒告  
 (3) 処分事由 平成15年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
 なお、これまでも事前に校長から卒業式及び入学式の国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
 (1) 憲法に違反する。  
 (2) 口頭による職務命令は、職務命令として受け入れられない。  
 (3) 君が代斉唱時に立たなくてはならない理由がなく、納得できないことに従うことはできない。
- 4 審査の経過  
 平成16年5月25日 不服申立て  
 平成16年6月14日 5件受理・1件却下  
 平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成16年（不）第38号～第40号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）  
 処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
 (1) 処分年月日 平成15年5月14日  
 (2) 処分内容 戒告  
 (3) 処分事由 平成16年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
 なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
 (1) 国旗国歌法には義務条項がない。職務命令に法的根拠がなく、起立・斉唱をしなくても信用失墜行為にならない。  
 (2) 本件処分は、国家権力による教育支配を進めようとする行為である。  
 (3) 本件職務命令は、憲法に違反し、効力を有しない。  
 (4) 君が代斉唱時に立たなければならない理由がない。理由もなく納得できないことに従うことはできない。
- 4 審査の経過  
 平成16年7月12日 不服申立て  
 平成16年8月4日 受理  
 平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理



平成17年（不）第2号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでにも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過  
平成17年4月15日 不服申立て  
平成17年5月30日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第3号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでにも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過  
平成17年4月15日 不服申立て  
平成17年5月30日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第4号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでにも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
起立を求める職務命令等は、憲法等に違反する。
- 4 審査の経過  
平成17年4月15日 不服申立て  
平成17年5月30日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第7号～第9号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成17年3月30日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成16年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
  - (1) 憲法に違反する。
  - (2) 職務命令を受けていない。
  - (3) 「日の丸」「君が代」を卒業式で行う理由、斉唱時に立たなくてはならない理由がなく、納得できないことに従うことはできない。
- 4 審査の経過  
平成17年5月20日 不服申立て  
平成16年5月30日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第14号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
起立斉唱を強制する職務命令は、憲法及び教育基本法に違反する不当なものである。
- 4 審査の経過  
平成17年6月4日 不服申立て  
平成17年6月14日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第15号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

- 3 不服申立理由の要旨
- (1) 国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが、憲法、教育基本法に違反する。
  - (2) 戦争業務命令に抗した行為に罰せられる点はない。
- 4 審査の経過
- 平成17年5月16日 不服申立て  
平成17年6月20日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第16号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
- (1) 処分年月日 平成17年5月13日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
「職務命令違反」「信用失墜行為」を理由としたこの処分は、日本国憲法及び教育基本法に違反した不当な処分である。
- 4 審査の経過
- 平成17年7月7日 不服申立て  
平成17年7月21日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第17号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
- (1) 処分年月日 平成17年5月13日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
国歌斉唱時の着席に対して職務命令が発令されたり処分が行われたりすることは、憲法や教育基本法に反するものである。
- 4 審査の経過
- 平成17年7月9日 不服申立て  
平成17年7月21日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成17年（不）第18号～第20号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成17年5月13日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成17年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
  - (1) 処分は憲法に違反するものである。
  - (2) 「日の丸」「君が代」を卒業式で行う理由、斉唱時に立たなくてはならない理由がなく、納得できないことに従うことはできない。
  - (3) 本人に事情を聞くことなく経済的な不利益をもたらす処分を行ったことは遺憾である。
- 4 審査の経過  
平成17年7月8日 不服申立て  
平成17年7月21日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
この戒告処分は、日本国憲法及び教育基本法に違反した県教育委員会の指示・命令に基づく学校長の職務命令に従わなかったということを理由にしたものであって、不当な処分である。
- 4 審査の経過  
平成18年4月13日 不服申立て  
平成18年5月12日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第2号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
  - (2) 処分内容 戒 告
  - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
- 4 審査の経過  
平成18年4月17日 不服申立て  
平成18年5月12日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第3号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
  - (2) 処分内容 戒 告
  - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
国歌斉唱時に規律させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
- 4 審査の経過  
平成18年4月17日 不服申立て  
平成18年5月12日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第4号～第9号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（6名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
  - (2) 処分内容 戒 告
  - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

- 3 不服申立理由の要旨
- (1) 憲法に違反する。
  - (2) 職務命令を出された覚えがない。
  - (3) 職務命令によって国歌斉唱時に起立させる行為は内心の自由を踏みにじる許しがたい行為である。
  - (4) 国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。
  - (5) 起立しなければならない理由がない。理由もなく納得のいかないことに従うことはできない。
  - (6) 教頭が突然近寄って「君が代」演奏中執拗に追いかけられた。恐怖のあまり立ち上がれないほど動揺させられたものである。
- 4 審査の経過
- 平成18年5月19日 不服申立て  
平成18年5月22日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第10・11号事案（転任処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員（2名）  
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
- (1) 処分年月日 平成18年4月1日
  - (2) 処分内容 転任
- 3 不服申立理由の要旨
- (1) 留任希望が無視された。
  - (2) 組合活動へ介入して組合員へ不利益を生じさせる不当労働行為である。
- 4 審査の経過
- 平成18年5月16日 不服申立て  
平成18年8月23日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第22号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処分者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
- (1) 処分年月日 平成18年5月12日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨
- 国歌斉唱時に規律させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
- 4 審査の経過
- 平成18年5月12日 不服申立て  
平成18年5月22日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第23号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成18年3月30日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成17年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
「君が代」斉唱時に規律・斉唱をするよう発せられた職務命令自体が憲法及び教育基本法に違反するものであり、それにより発生する処分は不当なものである。
- 4 審査の経過  
平成18年5月20日 不服申立て  
平成18年6月19日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第24号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町村立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成18年5月12日
  - (2) 処分内容 戒告
  - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
「君が代」斉唱時に規律・斉唱をするよう発せられた職務命令自体が憲法及び教育基本法に違反するものであり、それにより発生する処分は不当なものである。
- 4 審査の経過  
平成18年5月20日 不服申立て  
平成18年6月19日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第25号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成18年5月12日
  - (2) 処分内容 戒 告
  - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
国歌斉唱時に起立させる職務命令そのものが違法・違憲であり、戒告処分は日本国憲法・教育基本法に反する不当なものである。
- 4 審査の経過  
平成18年5月12日 不服申立て  
平成18年6月19日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成18年（不）第26・27号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（2名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成18年5月12日
  - (2) 処分内容 戒 告
  - (3) 処分事由 平成18年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。「日の丸」「君が代」を式で行う理由、「君が代」の時には立たなくてはならない理由がない。
- 4 審査の経過  
平成18年7月7日 不服申立て  
平成18年7月31日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理



平成19年（不）第3号事案（転任処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成19年4月1日
  - (2) 処分内容 転 任
- 3 不服申立理由の要旨
  - (1) 職員団体の役員が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。
  - (2) 異動を希望せず、希望と異なる異動が行われた。
- 4 審査の経過  
平成19年5月14日 不服申立て  
平成19年5月21日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成19年（不）第4号～第11号事案（転任処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（8名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成19年4月1日
  - (2) 処分内容 転 任
- 3 不服申立理由の要旨
  - (1) 通勤時間が増大した。
  - (2) 健康に不安がある。
  - (3) 育児・介護等の家庭生活に支障が出る。
  - (4) 教育活動が中断させられた。
  - (5) 職員団体の役員が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。
  - (6) 異動を希望せず、希望と異なる異動が行われた。
  - (7) 短期間（2年）で異動させられた。
- 4 審査の経過  
平成19年5月18日 不服申立て  
平成19年9月3日 4件受理、4件却下  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成19年（不）第12号～14号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（3名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成19年3月29日
  - (2) 処分内容 戒 告
  - (3) 処分事由 平成18年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった。このことは、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条及び信用失墜行為を禁止した同法第33条に違反する。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。

- 3 不服申立ての理由の要旨  
国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。「日の丸」「君が代」を式で行う理由、「君が代」の時には立たなくてはならない理由がない。
- 4 審査の経過  
平成19年5月25日 不服申立て  
平成19年6月15日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成19年（不）第15号～19号事案（(戒告処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（5名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
(1) 処分年月日 平成19年5月11日  
(2) 処分内容 戒 告  
(3) 処分事由 平成19年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
国歌斉唱時に起立しなければならないと定めた法律は存在しない。「日の丸」「君が代」を式で行う理由、「君が代」の時には立たなくてはならない理由がない。
- 4 審査の経過  
平成19年7月5日 不服申立て  
平成19年7月31日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成20年（不）第2号～5号（転任処分取消請求)

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（4名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容  
(1) 処分年月日 平成20年4月1日  
(2) 処分内容 転 任
- 3 不服申立理由の要旨  
(1) 異動を希望せず、又は希望と異なる異動が行われた。  
(2) 職員団体の役員が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。  
(3) 通勤時間が増大した。  
(4) 健康に不安がある、育児・介護に支障が出る。
- 4 審査の経過  
平成20年5月23日 不服申立て  
平成20年6月27日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成20年（不）第6号～10号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（5名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成20年3月28日
  - (2) 処分内容 戒 告
  - (3) 処分事由 平成19年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過  
平成20年5月23日 不服申立て  
平成20年5月28日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成20年（不）第11号～14号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員（4名）  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成20年5月9日
  - (2) 処分内容 戒 告
  - (3) 処分事由 平成20年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。
- 3 不服申立理由の要旨  
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過  
平成20年7月4日 不服申立て  
平成20年7月10日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成21年（不）第1号（懲戒免職処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 市町立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成20年12月17日
  - (2) 処分内容 懲戒免職
  - (3) 処分事由 上司と部下の関係に基づく影響力を用いて、校長室で女性職員の胸を触るなどの行為を繰り返し行うとともに、当該女性職員をホテルに誘い、性的関係を持った（信用失墜行為）。
- 3 不服申立理由の要旨  
請求人と女性職員との関係は、双方の自由意志に基づくものであり、処分事由には、重大な事実誤認がある。

|   |             |         |
|---|-------------|---------|
| 4 | 審査の経過       |         |
|   | 平成21年2月12日  | 不服申立て   |
|   | 平成21年2月19日  | 受理      |
|   | 平成21年7月6日   | 準備手続    |
|   | 平成21年8月20日  | 第1回口頭審理 |
|   | 平成21年9月2日   | 第2回口頭審理 |
|   | 平成21年10月20日 | 第3回口頭審理 |
|   | 平成22年1月26日  | 修正      |
| 5 | 審査の方法       | 公開口頭審理  |

|                         |                            |           |
|-------------------------|----------------------------|-----------|
| 平成21年（不）第2号事案（転任処分取消請求） |                            |           |
| 1                       | 当事者 審査請求人                  | 市町立学校教員   |
|                         | 処分者                        | 広島県教育委員会  |
| 2                       | 処分の内容                      |           |
|                         | (1) 処分年月日                  | 平成21年4月1日 |
|                         | (2) 処分内容                   | 転任        |
| 3                       | 不服申立理由の要旨                  |           |
|                         | (1) 短期間で異動させられた。           |           |
|                         | (2) 異動を希望せず、希望と異なる異動が行われた。 |           |
|                         | (3) 教育活動が中断させられた。          |           |
| 4                       | 審査の経過                      |           |
|                         | 平成21年5月11日                 | 不服申立て     |
|                         | 平成21年8月11日                 | 却下        |

|                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
| 平成21年（不）第3号～6号事案（戒告処分取消請求） |   |   |
| 1                          | 当事者 審査請求人   | 県立学校教員（4名）  |
|                            | 処分者   | 広島県教育委員会  |
| 2                          | 処分の内容   |   |
|                            | (1) 処分年月日   | 平成21年3月30日  |
|                            | (2) 処分内容  | 戒告  |
|                            | (3) 処分事由  | 平成20年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。<br>なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。 |
| 3                          | 不服申立理由の要旨   |   |
|                            | 国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。学習指導要領の逸脱になるのではないか。 |   |
| 4                          | 審査の経過   |   |
|                            | 平成21年5月21日  | 不服申立て   |
|                            | 平成21年6月3日   | 受理  |
|                            | 平成21年度末現在   | 受理通知送付済み  |
| 5                          | 審査の方法   | 公開口頭審理  |

| 平成21年（不）第7号～8号（転任処分取消請求） |  |
|--------------------------|--|
| 1                        | 当事者 審査請求人 県立学校教員（2名）<br>処 分 者 広島県教育委員会   |
| 2                        | 処分の内容<br>(1) 処分年月日 平成21年4月1日<br>(2) 処分内容 転 任   |
| 3                        | 不服申立理由の要旨<br>(1) 通勤時間が増大した。<br>(2) 育児・介護等の家庭生活に支障が出る。<br>(3) 職員団体の役員予定者が転勤させられており、職員団体活動への妨害である。 |
| 4                        | 審査の経過<br>平成21年5月22日 不服申立て<br>平成21年6月22日 受理<br>平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。                           |
| 5                        | 審査の方法 公開口頭審理   |

| 平成21年（不）第9号～10号事案（戒告処分取消請求） |  |
|-----------------------------|--|
| 1                           | 当事者 審査請求人 県立学校教員（2名）<br>処 分 者 広島県教育委員会   |
| 2                           | 処分の内容<br>(1) 処分年月日 平成21年5月8日<br>(2) 処分内容 戒 告<br>(3) 処分事由 平成21年度入学式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。<br>なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行っているものである。 |
| 3                           | 不服申立理由の要旨<br>国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。  |
| 4                           | 審査の経過<br>平成21年6月22日 不服申立て<br>平成21年6月30日 受理   |
| 5                           | 審査の方法 公開口頭審理   |

| 平成21年（不）第11号事案（戒告処分取消請求） |   |
|--------------------------|---|
| 1                        | 当事者 審査請求人 小中学校教員<br>処 分 者 広島県教育委員会  |
| 2                        | 処分の内容<br>(1) 処分年月日 平成21年10月15日<br>(2) 処分内容 戒 告<br>(3) 処分事由 平成21年8月6日に行なわれる研修に参加するよう校長から職務命令を受けていたにもかかわらず、同研修に参加せず、更に所属校においても勤務しなかった。（職務命令違反、信用失墜行為） |
| 3                        | 不服申立理由の要旨<br>年休の申請に対して理由なく時季変更権を行使したこと、研修参加を職務命令をもって強制したこと、8月6日という原爆の日に研修日を設定したこと等、あらゆる意味で違法な処分である。   |
| 4                        | 審査の経過<br>平成21年10月15日 不服申立て<br>平成21年10月20日 受理<br>平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。  |
| 5                        | 審査の方法 公開口頭審理  |

平成21年（不）第12号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 警察本部職員  
処 分 者 広島県警察本部長
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成21年10月29日
  - (2) 処分内容 戒 告
  - (3) 処分事由 部下である関係職員に対し、女性の羞恥心を見殺した不適切な発言をし、また、関係職員が嫌悪の念を抱いていることを認識の上、ビデオ撮影を執拗に行うセクハラを行った。
- 3 不服申立理由の要旨  
不適切発言の事実は存在しない。関係職員をビデオ撮影した事実は存在しない、あるいはセクハラ行為と言えないなど、事実誤認ないし懲戒権を濫用した違法な処分である。
- 4 審査の経過  
平成21年10月29日 不服申立て  
平成21年11月6日 受理  
平成21年度末現在 準備書面の交換を進めている。
- 5 審査の方法 公開口頭審理

平成22年（不）第1号事案（戒告処分取消請求）

- 1 当事者 審査請求人 県立学校教員  
処 分 者 広島県教育委員会
- 2 処分の内容
  - (1) 処分年月日 平成22年3月29日
  - (2) 処分内容 戒 告
  - (3) 処分事由 平成21年度卒業式において、事前に校長から国歌斉唱時に起立するよう職務命令を受けていたにもかかわらず、国歌斉唱時に起立しなかった（職務命令違反、信用失墜行為）。  
なお、これまでも職務命令に違反し、国歌斉唱時に起立しないという行為を行った。
- 3 不服申立理由の要旨  
国歌斉唱時に起立を強制することは、憲法の定めた思想及び良心の自由を侵害し、不起立者に戒告処分を科すことは不当である。
- 4 審査の経過  
平成22年3月31日 不服申立て
- 5 審査の方法 公開口頭審理

(2) 勤務条件に関する措置の要求

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 平成11年(措)第6号~第2458号事案(超過勤務に対する措置等) |  |
| 1                                 | 当事者 要求者 市町村立学校教員(2,453名)<br>当 局 広島県教育委員会   |
| 2                                 | 措置要求内容の要旨  |
| (1)                               | 1週間の勤務時間について条例どおり遵守し、週休日及び勤務時間の割り振りを明示すること                                       |
| (2)                               | 原則として命じてはならない時間外勤務を命じないこと  |
| (3)                               | 時間外勤務に対して相応分の時間による「勤務の軽減」「回復措置」を講じること  |
| (4)                               | 休日勤務を命じないこと  |
| (5)                               | 休日に勤務を命じる場合、事前に代休日を示すこと  |
| (6)                               | 週休日に勤務を命じないこと  |
| (7)                               | 週休日に勤務を命じるときは、週休日の振り替え日を事前に設けること   |
| (8)                               | 「指定休日(4)」を4時間完全保障すること  |
| (9)                               | 休憩時間を45分間完全保障すること  |
| (10)                              | 県教育委員会が1998年4月1日に通知した「教育職員の超勤を縮減するための当面の対応策」を徹底すること                              |
| (11)                              | 回復措置を講じる根拠となる「勤務時間外における業務従事記録簿」を設置すること   |
| (12)                              | 「県立及び市町村立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行に伴う諸問題についての覚え書き及び確認事項(1972年2月21日)」を遵守すること |
| (13)                              | 「超勤プロジェクト」において合意した事項を遵守すること  |
| (14)                              | 勤務・労働条件について、労使対等の原則に従って交渉に応じること  |
| 3                                 | 審査の経過  |
|                                   | 平成11年12月22日 措置要求   |
|                                   | 平成12年2月2日 受理   |

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 平成12年(措)第5号~第436号事案(超過勤務に対する措置等) |   |
| 1                                | 当事者 要求者 県立学校教員(432名)<br>当 局 広島県教育委員会                |
| 2                                | 措置要求内容の要旨   |
| (1)                              | 勤務時間の割り振りを職場長と分会で話し合い「職場協定書」を結ぶよう県教委が各職場長を指導すること    |
| (2)                              | 時間外勤務に相応する「勤務の軽減」「回復措置」を講じること                       |
| (3)                              | 「勤務を要しない日」に勤務を命じないこと                                |
| (4)                              | やむなく「勤務を要しない日」に勤務を命じる場合は、事前に勤務の割り振りを行うこと            |
| (5)                              | 「指定休日(4)」を完全に取得できるよう保障すること                          |
| (6)                              | 週休日に勤務を命じないこと                                       |
| (7)                              | 週休日に勤務を命じるときは、週休日の振り替え日を事前に設けること                    |
| (8)                              | 「超勤プロジェクト」の「まとめ」を尊重し、話し合いを継続・機能させ、合意した事項を県教委は遵守すること |
| (9)                              | 県教委との「覚書」「確認」を遵守し、「通知」については、その徹底をはかること              |
| (10)                             | 勤務・労働条件について、労使対等の原則に立って交渉に応じること                     |
| 3                                | 審査の経過   |
|                                  | 平成12年3月24日 措置要求                                     |
|                                  | 平成12年3月31日 受理                                       |
|                                  | 平成12年7月3日 取下げ(1名)                                   |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 平成21年（措）第1号事案（説諭及び賃金戻入の撤回） |  |
| 1                          | 当事者 要求者 県立学校教員<br>当 局 広島県教育委員会                   |
| 2                          | 措置要求内容の要旨<br>無断欠勤をしたとして通告された説諭及び1時間分の賃金戻入を撤回すること |
| 3                          | 審査の経過<br>平成21年12月25日 措置要求<br>平成22年1月15日 受理       |

## 2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

平成21年度中の職員からの苦情相談の状況は第1表のとおりである。

第1表 苦情相談の状況

(平成21年度)

| 申出人の任命権者  | 件 数 |
|-----------|-----|
| 知 事       | 2件  |
| 教 育 委 員 会 | 4件  |
| 警 察 本 部 長 | 1件  |



### 3 職員団体等

#### (1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年広島県条例第 24 号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は第 2 表（県分，5 団体）及び第 3 表（受託分，5 団体）のとおりである。

第 2 表 職員団体の登録状況（県分）

（平成 22 年 3 月 31 日現在）

| 職員団体名        | 法人・非法人の別 | 登録年月日       | 規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 20 年度） |
|--------------|----------|-------------|------------------------------|
| 自治労広島県職員労働組合 | 法人       | 昭 41. 10. 3 | 平 21. 4. 7 （役員）              |
| 広島県教職員組合     | 法人       | 昭 41. 10. 3 | 平 22. 2. 18 （役員）             |
| 広島県高等学校教職員組合 | 法人       | 昭 41. 10. 3 | 平 22. 3. 26 （役員）             |
| 広島県学校教職員連盟   | 法人       | 昭 48. 1. 10 | -                            |
| 全広島教職員組合     | 法人       | 平 1. 12. 28 | 平 21. 4. 7 （規約・役員）           |

第 3 表 職員団体の登録状況（受託分）

（平成 22 年 3 月 31 日現在）

| 職員団体名          | 法人・非法人の別 | 登録年月日       | 規約の変更その他の届出等の受理年月日（平成 21 年度） |
|----------------|----------|-------------|------------------------------|
| 府中町職員労働組合      | 非法人      | 昭 42. 4. 6  | -                            |
| 大崎上島町職員労働組合    | 法人       | 平 16. 2. 13 | -                            |
| 世羅町職員労働組合      | 法人       | 平 18. 4. 7  | -                            |
| 神石高原町職員労働組合    | 法人       | 平 17. 2. 15 | 平 21. 4. 6 （規約・役員）           |
| 宮島競艇施行組合職員労働組合 | 非法人      | 昭 50. 8. 11 | 平 21. 5. 12 （役員）             |

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第52条第3項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第52条第4項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。

人事委員会規則による管理職員等の範囲は第4表(県分)及び第5表(受託分)のとおりである。

第4表 管理職員等の範囲(県分)

本 庁 (平成22年3月31日現在)

| 機 関       | 職   |
|-----------|---|
| 議 会 事 務 局 | 事務局長 次長 課長 企画<br>法制室長 課長代理 秘書担<br>当の課長補佐 秘書係長 庶<br>務係長  |
| 知 事 部 局   | 理事 局長 危機管理監 部<br>長 総括監 立地政策審議官<br>技監 室長 課長 担当課<br>長 健康指導監 防災航空セ<br>ンター長 企業誘致担当次長<br>水産技術管理監 治山管理<br>監 調整監 事業調整監(人<br>事課, 行政管理課, 情報政策<br>課, 学事課, 土木総務課, 総<br>務課法務担当) 専任主査(人<br>事課) 資金管理監 主任主<br>査 主任企画員(人事課, 行<br>政管理課) 主任主計員 主<br>査 企画員(人事課, 行政管<br>理課) 主計員 専門員・主<br>任・主任主事・主事(行政管<br>理課, 秘書課, 人事課の人事,<br>給与, 服務, 職員団体担当) |
| 会 計 管 理 部 | 部長 課長 調整監 出納監<br>察員 主査  |

| 機 関                       | 職   |
|---------------------------|---|
| 教 育 委 員 会 局               | 教育長 教育次長 理事<br>参与 部長 課長(室長を含<br>む。) 人事管理監 職員管<br>理監 教育指導監 校務指<br>導監 福利厚生監 社会教<br>育監 課長代理 課長補佐<br>主任企画員(教職員課(管<br>理係を除く。), 学校経営課)<br>主任管理主事 総務係長<br>秘書係長 人事係長 予<br>算係長 管理係長 法務係<br>長 県立学校人事係長 小<br>中学校人事係長 調査定数<br>係長 行政係長 給与第1<br>係長 給与第2係長 給与<br>第3係長 企画研修係長<br>振興係長 企画員(教職員課<br>(管理係を除く。), 学校経<br>営課) 管理主事 秘書係,<br>人事係, 法務係, 教職員課(管<br>理係を除く。)又は企画研修<br>係の専門員, 主任, 主任主事<br>(教職員課に置かれ他の地<br>方公共団体に派遣されるも<br>のを除く。)及び主事 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 局           | 事務局長 次長   |
| 人 事 委 員 会 局               | 事務局長 次長 課長 主<br>任主査 主査 企画員 専<br>門員 主任   |
| 監 査 委 員 会 局               | 事務局長 次長 主任監査<br>監 調整監   |
| 労 働 委 員 会 局               | 事務局長 次長 課長 調<br>整監  |
| 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局   | 事務局長 次長   |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 | 事務局長  |

地方機関

| 機 関            | 職                                       |
|----------------|---|
| 総務事務所          | 所長 支所長 次長 課長<br>調整監                     |
| 県税事務所          | 所長 分室長 次長 課長                            |
| 厚生環境事務所        | 所長 支所長 医監 次長<br>課長                      |
| 保健所            | 所長 支所長 次長 課長                            |
| 食肉衛生検査所        | 所長 次長                                   |
| 動物愛護<br>センター   | 所長 総務課長                                 |
| こども家庭<br>センター  | 所長 次長 総務企画課長<br>総務課長                    |
| 農林水産事務所        | 所長 事業所長 次長 課長<br>ダム管理事務所長               |
| 畜産事務所          | 所長 次長                                   |
| 病虫害防除所         | 所長 次長                                   |
| 家畜保健衛生所        | 所長 次長                                   |
| 建設事務所          | 所長 支所長 次長 課長<br>ダム管理事務所長                |
| 広島港湾振興<br>事務所  | 所長 次長 課長                                |
| 消防学校           | 校長 教頭 総務課長                              |
| 東京事務所          | 所長 次長 総務課長                              |
| 自治総合研修<br>センター | 所長 総括研修企画監 研修<br>企画監                    |
| 大阪情報<br>センター   | 所長 次長                                   |
| 農業技術指導所        | 所長 次長                                   |
| 広島西飛行場<br>事務所  | 飛行場長 次長 航空管理監<br>課長                     |
| 文書館            | 館長                                      |
| 総合技術研究所        | 所長 センター長 医監 次<br>長 支所長 部長 課長 室<br>長 分室長 |
| 縮景園            | 園長                                      |

| 機 関              | 職  |
|------------------|--|
| 美術館              | 館長 事務局長 次長 課<br>長  |
| 三次看護<br>専門学校     | 校長 副校長 総務課長  |
| 総合精神保健<br>福祉センター | 所長 次長 総務企画課長   |
| 身体障害者<br>更生相談所   | 所長   |
| 広島学園             | 園長 副園長 課長  |
| 高等技術専門学校         | 校長 副校長 庶務課長  |
| 技術短期大学校          | 校長 副校長 庶務課長  |
| 障害者職業能力<br>開発校   | 校長 副校長 庶務課長  |
| 農業技術大学校          | 校長 総務課長  |
| 教育事務所            | 所長 支所長 副所長 総<br>務課長 教育指導課長 主<br>任管理主事・管理主事（市町<br>教育委員会派遣者を除く。） |
| みよし風土記<br>の丘     | 所長 副所長   |
| 埋蔵文化財<br>センター    | 所長 副所長   |
| 教育センター           | 所長 副所長 部長  |
| 生涯学習<br>センター     | 所長 副所長 総務課長  |
| 図書館              | 館長 副館長 総務課長  |
| 少年自然の家           | 所長 副所長   |
| 歴史民俗資料館          | 館長 副館長 総務課長  |
| 歴史博物館            | 館長 副館長 総務課長  |
| 高等学校             | 校長 教頭 事務部長 総<br>括事務長 事務長                                       |
| 中学校              | 校長 教頭 事務部長   |
| 特別支援学校           | 校長 教頭 部の主事 総<br>括事務長 事務長                                       |

## 備考

- 1 知事部局の「主任主査」及び「主査」は、主任主査及び主査のうち、人事課、行政管理課、財政課及び秘書課に置かれるもの、危機管理課、総務課、分権改革課、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの、総務課に置かれ法務又は総務事務システムの企画を担当するもの並びに情報政策課に置かれ給与システムを担当するものをいう。
- 2 教育委員会の「課長補佐」は、課長補佐のうち、総務課及び教職員課に置かれ、秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算又は法務を担当するもののほか時間外勤務命令又は休暇の承認等について専決することができるものをいい、「管理係長」は、管理係長のうち、教職員課に置かれるもののほか地方機関又は学校以外の教育機関に関する庶務を担当するものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

平成22年3月31日現在

(町)

| 町名               | 議会事務局          | 町長部局   | 会計管理者<br>部局 | 教育委員会事務局                 | 保育所<br>等                   | 病院等                  | その他  | 小中学校         | 改正年月日     |
|------------------|----------------|--|-------------|--------------------------|----------------------------|----------------------|--|--------------|-----------|
| 安芸郡<br>府中町       | 事務局次長<br>事務局次長 | 部長 参事 次長<br>課長 主幹 課長補佐(職員課)  | 会計管理者<br>室長 | 教育長 教育部長<br>教育次長 課長      | 所長                         |                      | 監査委員事務局 福寿館長環境センター<br>一府中南交流センター館長 図書<br>館長 公民館長 歴史民俗資料館長                                  | 校長 教頭        | H22.3.15  |
| 海田町              | 事務局次長          | 部長 次長 課長 所長<br>室長 庶務係長(総務課)<br>職員係長 財政係長                                     | 会計管理者<br>室長 | 教育長 教育次長<br>課長           | 所長                         |                      | 児童館長 町民センター所長 環境セン<br>ター所長 図書館長 青少年センター所長<br>公民館長 ふるさと館長 ひまわりプラ<br>ザ館長                     | 校長 教頭<br>事務長 | H21.5.28  |
| 熊野町              | 局長             | 部長 課長 課長補佐(総<br>務課)  | 会計管理者<br>課長 | 教育長 部長<br>課長             | 所長                         |                      | 老人福祉センター所長 中央ふれあい館<br>長 中央地域健康センター所長 公民館<br>長 図書館長   | 校長 教頭<br>事務長 | H21.6.29  |
| 坂町               | 事務局次長          | 部長 副部長 課長 人<br>事係長   | 会計管理者<br>室長 | 教育長 教育次長<br>課長           | 保育所<br>長                   |                      |  | 校長 教頭<br>事務長 | H21.5.28  |
| 山県郡<br>安芸太田<br>町 | 事務局次長          | 課長 室長 主幹(総務課<br>及び企画財政課) 課長補<br>佐(総務課及び企画財政課<br>財政担当)                        | 室長          | 教育長 教育次長<br>課長           |                            |                      | 保健・医療・福祉統括センター課長 福<br>祉事務所長 幼稚園長 学校給食共同調<br>理場長  | 校長 教頭<br>事務長 | H19.11.29 |
| 北広島町             | 事務局次長          | 【支所】支所長 課長<br>参事 危機管理監 課長<br>所長 室長 主幹(総務<br>課) 総務係長 行政管理<br>係長 財政係長 人事係<br>長 | 会計管理者<br>室長 | 教育長 副教育長<br>課長           | 保育所<br>長 保育園<br>長 ども<br>園長 | 【診療所】<br>診療所長<br>事務長 | きたひろネットセンター長<br>芸北ホリスティックセンター所長・次長,<br>大朝保健センター所長, 豊平保健福祉総<br>合センター所長・次長, 仁愛園園長, 緑<br>清苑場長 | 校長 教頭<br>事務長 | H21.5.28  |
| 豊田郡<br>大崎上島<br>町 | 事務局次長          | 【支所】支所長 課長<br>課長 主幹(総務課) 課<br>長補佐(総務課) 課長<br>【支所】支所長 課長                      | 会計管理者<br>課長 | 教育長 課長                   |                            |                      | 福祉事務所長   | 校長 教頭<br>事務長 | H20.6.5   |
| 世羅郡<br>世羅町       | 事務局次長          | 行事担当 参事 課長 室<br>長 課長補佐(総務課)<br>【支所】支所長 課長                                    | 会計管理者<br>室長 | 教育長 課長                   | 所長                         |                      | 給食センター所長<br>せらにシタウセンター所長   | 校長 教頭<br>事務長 | H21.6.29  |
| 神石郡<br>神石高原<br>町 | 事務局次長          | 理事 課長 室長 課長<br>補佐(総務課人事担当及び財<br>政担当)<br>【支所】支所長 課長                           | 会計管理者<br>課長 | 教育長 教育次長<br>理事 課長<br>調整監 | 所長                         |                      | 農業委員会事務局長  | 校長 教頭<br>事務長 | H20.6.5   |

※注 1 安芸郡府中町の「主査(職員課)」は、職員課に置かれる主査のうち、人事に関する事務を担当するものに限る。

(一部事務組合)

| 区分   | 一部事務組合名      | 管 理 員 等                                     | 職 員 等 | 改正年月日     |
|------|--------------|---|-------|-----------|
| 複合   | 甲世衛生組合       | 会計管理者 事務局長                                  |       | H21.6.11  |
|      | 三原広域市町村圏事務組合 | 事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長                   |       | H19.7.6   |
| 環境衛生 | 安芸地区衛生施設管理組合 | 事務局長 課長 会計管理者                               |       | H21.5.28  |
|      | 芸北広域環境施設組合   | 事務局長 会計管理者                                  |       | H21.4.30  |
| 内部管理 | 広島中央環境衛生組合   | 事務局長 会計管理者 課長 参事 (総務課)                      |       | H21.11.12 |
|      | 広島県市町総合事務組合  | 事務局長 会計管理者                                  |       | H21.5.28  |
| その他  | 宮島競艇施行組合     | 議会事務局長 局長 次長 課長 参事 (総務課) ※課長補佐 (総務課) 庶務財政係長 |       | H19.8.9   |

※注 2 宮島競艇施行組合の「課長補佐 (総務課)」とは、課長補佐のうち、総務課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。

(広域連合)

| 広域連合名          | 管 理 員 等   | 職 員 等 | 改正年月日   |
|----------------|---|-------|---------|
| 広島県後期高齢者医療広域連合 | 議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長 (会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 |       | H20.6.5 |

#### 4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分は第6表のとおりであり、労働基準監督機関としての職権行使の状況は、第7表のとおりである。

第6表 労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（平成22年3月31日）

| 労基法別表第1各号 | 事業内容   | 該当事業所     | 監督機関    |
|-----------|--|-----------|---------|
| 1号        | 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業 |           | 労働基準監督署 |
| 2号        | 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業  |           | 労働基準監督署 |
| 3号        | 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業                    |           | 労働基準監督署 |
| 4号        | 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業                           | 広島西飛行場事務所 | 労働基準監督署 |
| 5号        | ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業                           |           | 労働基準監督署 |
| 6号        | 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業                    |           | 労働基準監督署 |
| 7号        | 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業                     |           | 労働基準監督署 |
| 8号        | 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業                                     |           | 労働基準監督署 |
| 9号        | 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業                                     | 大阪情報センター  | 労働基準監督署 |

| 労基法<br>別表第1<br>各号 | 事業内容                      | 該当事業所   | 監督機関           |
|-------------------|---------------------------|---|----------------|
| 10号               | 映画の製作又は映写, 演劇その他興行の事業     |   | 労働基準<br>監督署    |
| 11号               | 郵便, 信書便又は電気通信の事業          |   | 人 員 事<br>委 員 会 |
| 12号               | 教育, 研究又は調査の事業             | 消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門校 (広島高等技術専門校を除く) 広島高等技術専門校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 広島高等学校・広島中学校 高等学校 (広島高等学校を除く) 特別支援学校 (寄宿舎及び広島南特別支援学校呉分校を除く) 広島南特別支援学校呉分校 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校   | 人 員 事<br>委 員 会 |
| 13号               | 病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業  | 厚生環境事務所・保健所 (支所を除く) 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎  | 労働基準<br>監督署    |
| 14号               | 旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業 |   | 労働基準<br>監督署    |
| 15号               | 焼却, 清掃またはと畜場の事業           |   | 労働基準<br>監督署    |
| 前各号に該当しない官公署の事業   |                           | 本庁 総務事務所 (支所を除く) 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所 (分室を除く) 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター (一時保護課を除く) 身体障害者更生相談所 農林水産事務所 (事業所を除く) 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所 (支所を除く) 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局 (教職員課分室を除く) 教職員課分室 教育事務所 (支所を除く) 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 | 人 員 事<br>委 員 会 |



第7表 労働基準監督機関としての職権行使の状況

(平成21年度)

| 区 分                | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | 計    |
|--------------------|------|-------|------|------|
| 時間外労働・休日労働に関する協定届  | 19件  | 112件  | 1件   | 132件 |
| 断続的な宿直又は日直勤務務許可    | 0    | 1     | 40   | 41   |
| 衛生管理者選任報告          | 14   | 25    | 12   | 51   |
| 産業医選任報告            | 14   | 0     | 2    | 16   |
| ボイラー性能検査           | 4    | 2     | 5    | 11   |
| 第一種圧力容器性能検査        | 11   | 5     | 0    | 16   |
| ボイラー検査証の書替・再交付     | 0    | 0     | 0    | 0    |
| ボイラー・第一種圧力容器の休止報告  | 3    | 4     | 0    | 7    |
| ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還 | 1    | 0     | 1    | 2    |
| ゴンドラの性能検査          | 1    | 0     | 0    | 1    |
| ゴンドラの休止報告          | 2    | 0     | 0    | 2    |
| 機械等設置届等            | 2    | 6     | 1    | 9    |
| 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定 | 0    | 0     | 0    | 0    |



# 任用關係事務



### 第3 任用関係業務

#### 1 職員の採用

(1) 職員採用試験等の実施状況

平成21年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第8表から第11表のとおりである。

第8表 平成21年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

| 区 分                             | 平成21年度                |             |               |             | 平成20年度      |             |               |             | 増 減  |            |       |            |        |            |              |       |
|---------------------------------|-----------------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|------|------------|-------|------------|--------|------------|--------------|-------|
|                                 | 申込者数<br>(人)           | 受験者数<br>(人) | 最終合格者数<br>(人) | 競争倍率<br>(倍) | 申込者数<br>(人) | 受験者数<br>(人) | 最終合格者数<br>(人) | 競争倍率<br>(倍) | 申込者数 |            | 受験者数  |            | 最終合格者数 |            | 競争倍率<br>ポイント |       |
|                                 |                       |             |               |             |             |             |               |             | (人)  | 増減率<br>(%) | (人)   | 増減率<br>(%) | (人)    | 増減率<br>(%) |              |       |
| 競<br>争<br>試<br>験                | 大学卒業<br>程 度           | 938         | 613           | 77          | 8.0         | 666         | 408           | 50          | 8.2  | 272        | 40.8  | 205        | 50.2   | 27         | 54.0         | △ 0.2 |
|                                 | うち行政                  | 313         | 197           | 29          |             | 249         | 154           | 25          |      | 64         | 25.7  | 43         | 27.9   | 4          | 16.0         |       |
|                                 |                       | 594         | 397           | 42          | 9.5         | 449         | 255           | 23          | 11.1 | 145        | 32.3  | 142        | 55.7   | 19         | 82.6         | △ 1.6 |
|                                 |                       | 190         | 121           | 16          |             | 175         | 100           | 13          |      | 15         | 8.6   | 21         | 21.0   | 3          | 23.1         |       |
|                                 | 短大卒業<br>程 度           |             |               |             |             |             |               |             |      |            |       |            |        |            |              |       |
|                                 | 高校卒業<br>程 度           | 145         | 116           | 13          | 8.9         | 145         | 94            | 12          | 7.8  | 0          | 0.0   | 22         | 23.4   | 1          | 8.3          | 1.1   |
|                                 | うち行政                  | 83          | 66            | 8           |             | 89          | 60            | 8           |      | △ 6        | △ 6.7 | 6          | 10.0   | 0          | 0.0          |       |
|                                 |                       | 145         | 116           | 13          | 8.9         | 145         | 94            | 12          | 7.8  | 0          | 0.0   | 22         | 23.4   | 1          | 8.3          | 1.1   |
|                                 |                       | 83          | 66            | 8           |             | 89          | 60            | 8           |      | △ 6        | △ 6.7 | 6          | 10.0   | 0          | 0.0          |       |
|                                 | 小計                    | 1,083       | 729           | 90          | 8.1         | 811         | 502           | 62          | 8.1  | 272        | 33.5  | 227        | 45.2   | 28         | 45.2         | 0.0   |
|                                 | うち行政                  | 396         | 263           | 37          |             | 338         | 214           | 33          |      | 58         | 17.2  | 49         | 22.9   | 4          | 12.1         |       |
|                                 |                       | 739         | 513           | 55          | 9.3         | 594         | 349           | 35          | 10.0 | 145        | 24.4  | 164        | 47.0   | 20         | 57.1         | △ 0.7 |
|                                 |                       | 273         | 187           | 24          |             | 264         | 160           | 21          |      | 9          | 3.4   | 27         | 16.9   | 3          | 14.3         |       |
|                                 | 第1回警察官<br>(男性)        | 1,371       | 1,076         | 156         | 6.9         | 1,114       | 855           | 80          | 10.7 | 257        | 23.1  | 221        | 25.8   | 76         | 95.0         | △ 3.8 |
|                                 |                       | (-)         | (-)           | (-)         |             | (-)         | (-)           | (-)         |      | (-)        | (-)   | (-)        | (-)    | (-)        | (-)          |       |
|                                 | 第2回警察官<br>(男性)        | 1,179       | 797           | 103         | 7.7         | 955         | 636           | 59          | 10.8 | 224        | 23.5  | 161        | 25.3   | 44         | 74.6         | △ 3.1 |
|                                 |                       | (-)         | (-)           | (-)         |             | (-)         | (-)           | (-)         |      | (-)        | (-)   | (-)        | (-)    | (-)        | (-)          |       |
|                                 | 第1回警察官<br>(女性)        | 333         | 236           | 23          | 10.3        | 315         | 237           | 22          | 10.8 | 18         | 5.7   | △ 1        | △ 0.4  | 1          | 4.6          | △ 0.5 |
|                                 |                       | 333         | 236           | 23          |             | 315         | 237           | 22          |      | 18         | 5.7   | △ 1        | △ 0.4  | 1          | 4.6          |       |
| 第2回警察官<br>(女性)                  | 287                   | 161         | 18            | 8.9         | 257         | 137         | 21            | 6.5         | 30   | 11.7       | 24    | 17.5       | △ 3    | △ 14.3     | 2.4          |       |
|                                 | 287                   | 161         | 18            |             | 257         | 137         | 21            |             | 30   | 11.7       | 24    | 17.5       | △ 3    | △ 14.3     |              |       |
| 第1回警察官<br>(語学)                  |                       |             |               |             | 6           | 5           | 0             | -           | △ 6  | 皆減         | △ 5   | 皆減         | 0      | 皆減         | -            |       |
|                                 |                       |             |               |             | 2           | 1           | 0             |             | △ 2  |            | △ 1   |            | 0      |            |              |       |
| 第2回警察官<br>(語学)                  |                       |             |               |             | 4           | 3           | 1             | 3.0         | △ 4  | 皆減         | △ 3   | 皆減         | △ 1    | 皆減         | -            |       |
|                                 |                       |             |               |             | 1           | 1           | 0             |             | △ 1  |            | △ 1   |            | 0      |            |              |       |
| 競争試験計                           | 4,253                 | 2,999       | 390           | 7.7         | 3,462       | 2,375       | 245           | 9.7         | 791  | 22.8       | 624   | 26.3       | 145    | 59.2       | △ 2.0        |       |
|                                 | 1,016                 | 660         | 78            |             | 913         | 590         | 76            |             | 103  | 11.3       | 70    | 11.9       | 2      | 2.6        |              |       |
| 選<br>考<br>試<br>験                | 身体に障害のある人<br>を対象とした試験 | 24          | 18            | 4           | 4.5         | 11          | 10            | 3           | 3.3  | 13         | 118.2 | 8          | 80.0   | 1          | 33.3         | 1.2   |
|                                 | 職業訓練指導員               | 29          | 26            | 2           | 13.0        |             |               |             |      | 29         | 皆増    | 26         | 皆増     | 2          | 皆増           | -     |
|                                 | 心理療法士                 | 28          | 26            | 1           | 26.0        | 26          | 19            | 1           | 19.0 | 2          | 皆減    | 7          | 皆減     | 0          | 皆減           | -     |
|                                 | 医療ソーシャル<br>ワーカー       | 21          | 17            | 1           | 17.0        |             |               |             |      | 21         | 皆増    | 17         | 皆増     | 1          | 皆増           | -     |
|                                 | 警察官<br>(術科指導員)        | 4           | 4             | 4           | 1.0         | 3           | 3             | 2           | 1.5  | 1          | 33.3  | 1          | 33.3   | 2          | 100.0        | △ 0.5 |
| 選考試験計                           | 106                   | 91          | 12            | 7.6         | 40          | 32          | 6             | 5.3         | 66   | 165.0      | 59    | 184.4      | 6      | 100.0      | 2.3          |       |
| 合計<br>(競争試験+選考試験)               | 4,359                 | 3,090       | 402           | 7.7         | 3,502       | 2,407       | 251           | 9.6         | 857  | 24.5       | 683   | 28.4       | 151    | 60.2       | △ 1.9        |       |
| そ<br>の<br>他<br>採<br>用<br>選<br>考 | 知事部局等(行政職等)           |             | 31            | 31          | 1.0         |             | 44            | 44          | 1.0  |            |       | △ 13       | △ 29.5 | △ 13       | △ 29.5       | 0.0   |
|                                 | 教育委員会(行政職)            |             | 15            | 15          | 1.0         |             | 12            | 12          | 1.0  |            |       | 3          | 25.0   | 3          | 25.0         | 0.0   |
|                                 | 警察本部(警察官等)            |             | 42            | 42          | 1.0         |             | 37            | 37          | 1.0  |            |       | 5          | 13.5   | 5          | 13.5         | 0.0   |
|                                 | 計                     |             | 88            | 88          | 1.0         |             | 93            | 93          | 1.0  |            |       | △ 5        | △ 5.4  | △ 5        | △ 5.4        | 0.0   |

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。

2. 下段は、女性で内数。

第9表 主な平成21年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(平成22年4月1日現在)

| 試験<br>区分              | 職 種      | 採用予<br>定人員<br>名程度 | 申込者数<br>(A)<br>人 | 第1次試験   |     |    |     |      |              |         |     |   |    |      | 第2次試験        |      |    |    |    | 最終競<br>争倍率<br>(B/D) | 採用者数<br>人 |                    |       |   |
|-----------------------|----------|-------------------|------------------|---------|-----|----|-----|------|--------------|---------|-----|---|----|------|--------------|------|----|----|----|---------------------|-----------|--------------------|-------|---|
|                       |          |                   |                  | 受験者数(B) |     |    |     |      | 受験率<br>(B/A) | 合格者数(C) |     |   |    |      | 合格率<br>(C/B) | 受験者数 |    |    |    |                     |           | 最終合格者数(D)<br>(D/B) | 最終合格率 |   |
|                       |          |                   |                  | 院       | 大   | 短  | 高   | 計    |              | 院       | 大   | 短 | 高  | 計    |              | 院    | 大  | 短  | 高  |                     |           |                    |       | 計 |
|                       |          |                   |                  |         |     |    |     |      |              |         |     |   |    |      |              |      |    |    |    |                     |           |                    |       |   |
| 大学<br>卒業<br>程度<br>試験  | 一 般 事 務  | 16                | 398              | 30      | 217 | 3  | 1   | 251  | 63.1         | 12      | 43  |   |    | 55   | 21.9         | 49   | 6  | 16 |    | 22                  | 8.8       | 11.4               | 17    |   |
|                       |          |                   | 117              | 7       | 55  | 3  |     | 65   |              | 3       | 6   |   |    | 9    |              | 7    | 2  | 3  |    | 5                   |           |                    | 4     |   |
|                       | 警 察 事 務  | 15                | 196              | 4       | 137 | 1  | 4   | 146  | 74.5         | 1       | 43  |   |    | 44   | 30.1         | 44   | 1  | 19 |    | 20                  | 13.7      | 7.3                | 17    |   |
|                       |          |                   | 73               | 2       | 52  | 1  | 1   | 56   |              |         | 16  |   |    | 16   |              | 16   |    | 11 |    | 11                  |           |                    | 10    |   |
|                       | 小 計      | 31                | 594              | 34      | 354 | 4  | 5   | 397  | 66.8         | 13      | 86  |   |    | 99   | 24.9         | 93   | 7  | 35 |    | 42                  | 10.6      | 9.5                | 34    |   |
|                       |          |                   | 190              | 9       | 107 | 4  | 1   | 121  |              | 3       | 22  |   |    | 25   |              | 23   | 2  | 14 |    | 16                  |           |                    | 14    |   |
| 行政<br>以外<br>試験        | 心 理      | 2                 | 55               | 31      | 13  |    |     | 44   | 80.0         | 5       | 2   |   |    | 7    | 15.9         | 7    | 2  |    |    | 2                   | 4.5       | 22.0               | 2     |   |
|                       |          |                   | 32               | 17      | 9   |    |     | 26   |              | 2       | 2   |   |    | 4    |              | 4    | 1  |    |    | 1                   |           |                    | 1     |   |
|                       | 衛生(衛生一般) | 6                 | 67               | 21      | 25  |    |     | 46   | 68.7         | 9       | 3   |   |    | 12   | 26.1         | 12   | 6  | 1  |    | 7                   | 15.2      | 6.6                | 6     |   |
|                       |          |                   | 40               | 10      | 14  |    |     | 24   |              | 5       |     |   |    | 5    |              | 5    | 4  |    |    | 4                   |           |                    | 4     |   |
|                       | 農 業      | 2                 | 23               | 3       | 14  |    |     | 17   | 73.9         | 2       | 4   |   |    | 6    | 35.3         | 6    | 1  | 2  |    | 3                   | 17.6      | 5.7                | 3     |   |
|                       |          |                   | 9                | 2       | 5   |    |     | 7    |              | 1       | 1   |   |    | 2    |              | 2    | 1  | 1  |    | 2                   |           |                    | 2     |   |
|                       | 農 業 土 木  | 1                 | 4                |         | 1   |    |     | 1    | 25.0         |         | 1   |   |    | 1    | 100.0        | 1    |    | 1  |    | 1                   | 100.0     | 1.0                | 1     |   |
|                       |          |                   |                  |         |     |    |     |      |              |         |     |   |    |      |              |      |    |    |    |                     |           |                    |       |   |
|                       | 林 業      | 1                 | 10               | 3       | 4   |    |     | 7    | 70.0         | 3       | 2   |   |    | 5    | 71.4         | 5    | 1  |    |    | 1                   | 14.3      | 7.0                | 1     |   |
|                       |          |                   | 4                | 1       | 2   |    |     | 3    |              | 1       | 1   |   |    | 2    |              | 2    | 1  |    |    | 1                   |           |                    | 1     |   |
|                       | 畜 産 一 般  | 1                 | 15               | 5       | 3   |    | 1   | 9    | 60.0         | 4       | 2   |   |    | 6    | 66.7         | 6    | 1  |    |    | 1                   | 11.1      | 9.0                | 1     |   |
|                       |          |                   | 12               | 5       | 1   |    |     | 6    |              | 4       |     |   |    | 4    |              | 4    | 1  |    |    | 1                   |           |                    | 1     |   |
|                       | 水 産      | 1                 | 21               | 6       | 5   |    | 1   | 12   | 57.1         | 2       | 3   |   |    | 5    | 41.7         | 3    |    | 1  |    | 1                   | 8.3       | 12.0               | 1     |   |
|                       |          |                   | 3                | 1       |     |    |     | 1    |              |         |     |   |    |      |              |      |    |    |    |                     |           |                    |       |   |
| 工業(化学)                | 3        | 39                | 17               | 8       |     |    | 25  | 64.1 | 9            | 1       |     |   | 10 | 40.0 | 8            | 4    |    |    | 4  | 16.0                | 6.3       | 4                  |       |   |
|                       |          | 6                 | 2                | 1       |     |    | 3   |      | 1            |         |     |   | 1  |      | 1            | 1    |    |    | 1  |                     |           | 1                  |       |   |
| 工業(機械)                | 2        | 14                |                  | 6       | 1   |    | 7   | 50.0 |              | 4       | 1   |   | 5  | 71.4 | 5            |      | 2  |    | 2  | 28.6                | 3.5       | 2                  |       |   |
|                       |          |                   |                  |         |     |    |     |      |              |         |     |   |    |      |              |      |    |    |    |                     |           |                    |       |   |
| 工業(電気)                | 1        | 18                |                  | 5       |     | 1  | 6   | 33.3 |              | 4       |     | 1 | 5  | 83.3 | 4            |      | 1  | 1  | 2  | 33.3                | 3.0       | 2                  |       |   |
|                       |          | 1                 |                  |         |     |    |     |      |              |         |     |   |    |      |              |      |    |    |    |                     |           |                    |       |   |
| 工業(鑑識工学)              | 1        | 19                | 5                | 9       |     |    | 14  | 73.7 | 2            | 3       |     |   | 5  | 35.7 | 5            | 1    |    |    | 1  | 7.1                 | 14.0      | 1                  |       |   |
|                       |          | 4                 | 3                |         |     |    | 3   |      | 1            |         |     |   | 1  |      | 1            | 1    |    |    | 1  |                     |           | 1                  |       |   |
| 土 木                   | 3        | 34                | 6                | 9       |     |    | 15  | 44.1 | 5            | 5       |     |   | 10 | 66.7 | 7            | 1    | 4  |    | 5  | 33.3                | 3.0       | 5                  |       |   |
|                       |          | 4                 |                  |         |     |    |     |      |              |         |     |   |    |      |              |      |    |    |    |                     |           |                    |       |   |
| 建 築                   | 4        | 25                |                  | 13      |     |    | 13  | 52.0 |              | 10      |     |   | 10 | 76.9 | 9            |      | 5  |    | 5  | 38.5                | 2.6       | 5                  |       |   |
|                       |          | 8                 |                  | 3       |     |    | 3   |      |              | 3       |     |   | 3  |      | 3            |      | 2  |    | 2  |                     |           | 2                  |       |   |
|                       | 小 計      | 28                | 344              | 97      | 115 | 1  | 3   | 216  | 62.8         | 41      | 44  | 1 | 1  | 87   | 40.3         | 78   | 17 | 17 | 1  | 35                  | 16.2      | 6.2                | 34    |   |
|                       |          |                   | 123              | 41      | 35  |    |     | 76   |              | 15      | 7   |   |    | 22   |              | 22   | 10 | 3  |    | 13                  |           |                    | 13    |   |
|                       | 計        | 59                | 938              | 131     | 469 | 5  | 8   | 613  | 65.4         | 54      | 130 | 1 | 1  | 186  | 30.3         | 171  | 24 | 52 | 1  | 77                  | 12.6      | 8.0                | 68    |   |
|                       |          |                   | 313              | 50      | 142 | 4  | 1   | 197  |              | 18      | 29  |   |    | 47   |              | 45   | 12 | 17 |    | 29                  |           |                    | 27    |   |
| 高校<br>卒業<br>程度<br>試験  | 一 般 事 務  | 2                 | 27               |         | 3   | 3  | 14  | 20   | 74.1         |         | 2   | 1 | 4  | 7    | 35.0         | 6    |    |    | 2  | 2                   | 10.0      | 10.0               | 2     |   |
|                       |          |                   | 16               |         | 1   | 2  | 9   | 12   |              |         | 1   | 1 | 4  | 6    |              | 5    |    |    | 2  | 2                   |           |                    | 2     |   |
|                       | 警 察 事 務  | 11                | 118              |         | 7   | 12 | 77  | 96   | 81.4         |         | 4   | 2 | 27 | 33   | 34.4         | 32   |    |    | 11 | 11                  | 11.5      | 8.7                | 6     |   |
|                       |          |                   | 67               |         | 3   | 11 | 40  | 54   |              |         | 1   | 2 | 19 | 22   |              | 21   |    |    | 6  | 6                   |           |                    | 4     |   |
|                       | 小 計      | 13                | 145              |         | 10  | 15 | 91  | 116  | 80.0         |         | 6   | 3 | 31 | 40   | 34.5         | 38   |    |    | 13 | 13                  | 11.2      | 8.9                | 8     |   |
|                       |          |                   | 83               |         | 4   | 13 | 49  | 66   |              |         | 2   | 3 | 23 | 28   |              | 26   |    |    | 8  | 8                   |           |                    | 6     |   |
| 身体に障害のある人を<br>対象とした試験 |          | 4                 | 24               | 1       | 10  | 1  | 6   | 18   | 75.0         |         |     |   |    | —    | —            | —    | 1  | 2  | 1  | 4                   | 22.2      | 4.5                | 3     |   |
|                       | 総 計      | 76                | 1,107            | 132     | 489 | 21 | 105 | 747  | 67.5         | 54      | 136 | 4 | 32 | 226  | 30.3         | 209  | 25 | 54 | 15 | 94                  | 12.6      | 7.9                | 79    |   |
|                       |          |                   | 401              | 50      | 147 | 18 | 51  | 266  |              | 18      | 31  | 3 | 23 | 75   |              | 71   | 12 | 17 | 8  | 37                  |           |                    | 33    |   |

(注) ・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は女性で内数

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

第10表 平成21年度広島県警察官等採用試験実施状況

| 試験区分              | 職種                 | 採用予定人員名 | 申込者数(A) |       | 第1次試験   |      |      |         |     |      | 第2次試験 |         |     |     |      |         | 第3次試験 |   |           |   |   |   | 最終競争倍率(B/E) | 採用者数 |
|-------------------|--------------------|---------|---------|-------|---------|------|------|---------|-----|------|-------|---------|-----|-----|------|---------|-------|---|-----------|---|---|---|-------------|------|
|                   |                    |         | 人       | 計     | 受験者数(B) |      |      | 合格者数(C) |     |      | 受験者数  | 合格者数(D) |     |     | 受験者数 | 合格者数(E) |       |   | 最終合格者数(E) |   |   |   |             |      |
|                   |                    |         |         |       | 大       | 短    | 高    | 大       | 短   | 高    |       | 大       | 短   | 高   |      | 大       | 短     | 高 |           | 大 | 短 | 高 |             |      |
| 第1回               | 警察官A<br>(男性):10月採用 | 90      | 432     | 352   | 81.5    | 314  | 89.2 | 287     | 227 | 227  | 64.5  | 218     | 92  | 92  | 26.1 | 3.8     | 24    |   |           |   |   |   |             |      |
|                   | 警察官A<br>(男性):4月採用  | 20      | 468     | 375   | 80.1    | 103  | 27.5 | 88      | 73  | 73   | 19.5  | 64      | 33  | 33  | 8.8  | 11.4    | 22    |   |           |   |   |   |             |      |
|                   | 警察官B<br>(男性)       | 30      | 471     | 49    | 74.1    | 31   | 36.7 | 117     | 20  | 3    | 23.5  | 73      | 6   | 1   | 8.9  | 11.3    | 13    |   |           |   |   |   |             |      |
|                   | 警察官A<br>(女性):10月採用 | 8       | 67      | 46    | 70.1    | 32   | 68.1 | 29      | 22  | 22   | 46.8  | 20      | 10  | 10  | 21.3 | 4.7     | 9     |   |           |   |   |   |             |      |
| 警察官A<br>(女性):4月採用 | 5                  | 67      | 46      | 76.6  | 32      | 31.4 | 27   | 16      | 16  | 13.2 | 11    | 8       | 8   | 6.6 | 15.1 | 1       |       |   |           |   |   |   |             |      |
| 警察官B<br>(女性)      | 4                  | 108     | 2       | 63.0  | 1       | 23.5 | 12   | 2       | 2   | 16.2 | 9     | 1       | 4   | 7.4 | 13.6 | 6       |       |   |           |   |   |   |             |      |
| 計                 |                    | 157     | 1,704   | 945   | 77.0    | 631  | 48.1 | 560     | 358 | 5    | 32.9  | 395     | 149 | 2   | 13.6 | 7.3     | 75    |   |           |   |   |   |             |      |
| 第2回               | 警察官A<br>(男性)       | 52      | 333     | 169   | 69.7    | 183  | 36.5 | 172     | 121 | 121  | 24.2  | 117     | 60  | 60  | 12.0 | 8.4     | 24    |   |           |   |   |   |             |      |
|                   | 警察官B<br>(男性)       | 36      | 460     | 36    | 64.3    | 22   | 44.9 | 129     | 13  | 4    | 29.1  | 80      | 5   | 1   | 14.5 | 6.9     | 25    |   |           |   |   |   |             |      |
|                   | 警察官A<br>(女性)       | 8       | 155     | 89    | 57.4    | 27   | 30.3 | 27      | 16  | 16   | 18.0  | 16      | 8   | 8   | 9.0  | 11.1    | 10    |   |           |   |   |   |             |      |
|                   | 警察官B<br>(女性)       | 8       | 155     | 89    | 54.5    | 27   | 44.4 | 30      | 4   | 4    | 27.8  | 18      | 3   | 7   | 13.9 | 7.2     | 7     |   |           |   |   |   |             |      |
| 計                 |                    | 104     | 1,466   | 642   | 65.3    | 292  | 39.1 | 358     | 150 | 8    | 25.4  | 231     | 73  | 4   | 12.6 | 7.9     | 66    |   |           |   |   |   |             |      |
| 警察官総計             |                    | 261     | 3,170   | 1,587 | 71.6    | 751  | 44.3 | 918     | 508 | 13   | 29.7  | 626     | 222 | 6   | 13.2 | 7.6     | 141   |   |           |   |   |   |             |      |
|                   |                    |         | 620     | 274   | 0       | 397  | 0    | 145     | 54  | 6    | 85    | 74      | 26  | 4   | 41   | 32      |       |   |           |   |   |   |             |      |

(注) 採用予定人員は、受験案内表示による。

- ・下段は、女性で内数。
- ・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。
- ・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(参考)

第11表 広島県職員採用試験(大学卒業程度)の受験者・合格者数の推移

| 区分        | 12年度               | 13年度           | 14年度           | 15年度           | 16年度           | 17年度         | 18年度         | 19年度         | 20年度         | 21年度         |              |
|-----------|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 全職        | 人(程度)<br>採用予定者数    | 96             | 84             | 88             | 60             | 21           | 20           | 46           | 46           | 41           | 59           |
|           | 人<br>申込者数<br>(A)   | 2,039<br>(674) | 1,625<br>(546) | 1,702<br>(605) | 1,676<br>(587) | 950<br>(357) | 952<br>(340) | 870<br>(340) | 795<br>(301) | 666<br>(249) | 938<br>(313) |
|           | 人<br>受験者数<br>(B)   | 1,563<br>(522) | 1,254<br>(432) | 1,278<br>(440) | 1,182<br>(403) | 576<br>(213) | 625<br>(223) | 545<br>(207) | 510<br>(188) | 408<br>(154) | 613<br>(197) |
|           | 人<br>最終合格者数<br>(C) | 111<br>(23)    | 104<br>(33)    | 99<br>(27)     | 76<br>(19)     | 32<br>(8)    | 26<br>(8)    | 57<br>(23)   | 58<br>(24)   | 50<br>(25)   | 77<br>(29)   |
|           | %<br>受験率<br>(B/A)  | 76.7           | 77.2           | 75.1           | 70.5           | 60.6         | 65.7         | 62.6         | 64.2         | 61.3         | 65.4         |
|           | 倍<br>競争倍率<br>(B/C) | 14.1           | 12.1           | 12.9           | 15.6           | 18.0         | 24.0         | 9.6          | 8.8          | 8.2          | 8.0          |
|           | 人<br>採用者数<br>(D)   | 88<br>(18)     | 94<br>(27)     | 87<br>(23)     | 64<br>(13)     | 25<br>(8)    | 21<br>(5)    | 45<br>(18)   | 50<br>(20)   | 43<br>(20)   | 68<br>(27)   |
| うち<br>行政職 | 人(程度)<br>採用予定者数    | 65             | 58             | 59             | 29             | 8            | 9            | 30           | 24           | 18           | 31           |
|           | 人<br>申込者数<br>(A)   | 1,613<br>(566) | 1,267<br>(430) | 1,311<br>(509) | 1,165<br>(426) | 645<br>(241) | 682<br>(254) | 617<br>(248) | 526<br>(191) | 449<br>(175) | 594<br>(190) |
|           | 人<br>受験者数<br>(B)   | 1,230<br>(440) | 978<br>(339)   | 975<br>(363)   | 795<br>(276)   | 361<br>(129) | 420<br>(156) | 366<br>(142) | 314<br>(111) | 255<br>(100) | 397<br>(121) |
|           | 人<br>最終合格者数<br>(C) | 77<br>(19)     | 73<br>(20)     | 68<br>(18)     | 40<br>(12)     | 17<br>(3)    | 12<br>(4)    | 39<br>(14)   | 33<br>(12)   | 23<br>(13)   | 42<br>(16)   |
|           | %<br>受験率<br>(B/A)  | 76.3           | 77.2           | 74.4           | 68.2           | 56.0         | 61.6         | 59.3         | 59.7         | 56.8         | 66.8         |
|           | 倍<br>競争倍率<br>(B/C) | 16.0           | 13.4           | 14.3           | 19.9           | 21.2         | 35.0         | 9.4          | 9.5          | 11.1         | 9.5          |
|           | 人<br>採用者数<br>(D)   | 59<br>(15)     | 65<br>(15)     | 60<br>(16)     | 31<br>(8)      | 12<br>(3)    | 9<br>(3)     | 27<br>(9)    | 27<br>(9)    | 19<br>(9)    | 34<br>(14)   |

(注) ( )内は女性で内数



(2) 主な採用試験日程及び試験会場

平成21年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

| 試験区分                  | 受験案内・<br>申込書記布<br>開始期日 | 受付期間                      | 第1次試験     | 第1次試験<br>合格発表 | 第2次試験<br>～<br>第2次試験         | 第2次試験<br>合格発表 | 第3次試験                      | 最終合格発表    | 試験会場  |         |       |
|-----------------------|------------------------|---------------------------|-----------|---------------|-----------------------------|---------------|----------------------------|-----------|---|---------|-------|
|                       |                        |                           |           |               |                             |               |                            |           | 第1次試験   | 第2次試験   | 第3次試験 |
| 第1回警察官                | 3月16日(月)               | 3月16日(月)<br>～<br>4月15日(水) | 5月10日(日)  | 5月20日(水)      | 5月30日(土)<br>～<br>5月31日(日)   | 6月16日(火)      | 7月13日(月)<br>～<br>7月17日(金)  | 8月13日(木)  | (広島会場)<br>広島修道大学<br>(福山会場)<br>福山葦陽高等学校              | 広島県警察学校 | 広島県庁  |
| 大学卒業程度試験              | 5月15日(金)               | 5月15日(金)<br>～<br>6月5日(金)  | 6月28日(日)  | 7月8日(水)       | 7月23日(木)<br>～<br>8月4日(火)    | —             | —                          | 8月13日(木)  | (広島会場)<br>広島修道大学<br>(東京会場)<br>大正大学 東郷校舎<br>(東京都豊島区) | 広島県庁    | —     |
| 第2回警察官                | 7月8日(水)                | 7月8日(水)<br>～<br>9月1日(火)   | 9月20日(日)  | 10月1日(木)      | 10月10日(土)<br>～<br>10月11日(日) | 10月22日(木)     | 11月9日(月)<br>～<br>11月13日(金) | 11月26日(木) | (広島会場)<br>広島工業大学<br>(福山会場)<br>福山葦陽高等学校              | 広島県警察学校 | 広島県庁  |
| 高校卒業程度試験              | 7月8日(水)                | 7月8日(水)<br>～<br>9月8日(火)   | 9月27日(日)  | 10月22日(木)     | 11月4日(水)<br>～<br>11月5日(木)   | —             | —                          | 11月26日(木) | (広島会場)<br>広島県庁<br>(福山会場)<br>東部総務事務所                 | 広島県庁    | —     |
| 身体に障害のある人<br>を対象とした試験 | 9月1日(火)                | 9月1日(火)<br>～<br>9月24日(木)  | 10月18日(日) | —             | —                           | —             | —                          | 11月26日(木) | 広島県庁  | —       | —     |

(3) 受験資格等

平成21年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

| 試験区分   | 項目                | 年齢(生年月日)  | 性別 | 学歴        | その他   |
|--------|-------------------|---|----|-----------|---|
| 大学卒業程度 | 身体に障害のある人を対象とした試験 | 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者と昭和63年4月2日以降に生まれた大卒(空見含む)の者 | —  | —         | —   |
|        |                   | 昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者                             | —  | —         | —   |
|        |                   | 昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者                             | —  | —         | ※①  |
| 第1回警察官 |                   | 昭和54年10月2日から平成3年4月1日までに生まれた者                            | 男性 | 警察官(男性) A | 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成21年9月末日までに卒業見込みの者<br>上記以外の者 |
|        |                   |   | 女性 | 警察官(女性) A |   |
|        |                   | 昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者                             | 男性 | 警察官(男性) A |   |
|        |                   |   | 女性 | 警察官(女性) A |   |
| 第2回警察官 |                   | 昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者                             | 男性 | 警察官(男性) A | 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成22年3月末日までに卒業見込みの者<br>上記以外の者 |
|        |                   |   | 女性 | 警察官(女性) A |   |
|        |                   |   | 男性 | 警察官(男性) B |   |
|        |                   |   | 女性 | 警察官(女性) B |   |

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。)

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 事務職として介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、自力で通勤ができる者で次のすべてに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

イ 活字印刷用紙による出題に対応できる者

※② 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者、並びに、短期大学、高等専門学校及び高等学校を平成21年10月1日から平成22年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

平成21年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

(知事部局)

| 実施月日          | 職 種                       | 受験者数 | 合格者数 |
|---------------|---------------------------|------|------|
| 平成21年8月25日(火) | 職業訓練指導員<br>(機械科・メカトロニクス科) | 26人  | 2人   |

(病院事業局)

| 実施月日          | 職 種         | 受験者数 | 合格者数 |
|---------------|-------------|------|------|
| 平成22年2月25日(木) | 心理療法士       | 26人  | 1人   |
| 平成22年2月25日(木) | 医療ソーシャルワーカー | 17人  | 1人   |

(警察本部)

| 実施月日          | 職 種       | 受験者数 | 合格者数 |
|---------------|-----------|------|------|
| 平成21年8月27日(木) | 警察官 術科指導員 | 4人   | 4人   |

(選考試験の計)

| 受験者数 | 合格者数 |
|------|------|
| 73人  | 8人   |

イ その他の採用選考件数（割愛等）

| 区 分   | 職 種  | 選考対象数 | 合格者数 |
|-------|------|-------|------|
| 知事部局等 | 行政職等 | 31人   | 31人  |
| 教育委員会 | 行政職  | 15人   | 15人  |
| 警察本部  | 警察官等 | 42人   | 42人  |
| 計     |      | 88人   | 88人  |

(注) 任命権者への委任分を除く。知事部局には病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙である「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページを利用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 「職員採用ガイダンス」の開催

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、「広島県職員採用ガイダンス」を平成 22 年 1 月 8 日、県庁講堂にて開催し、230 名の参加を得た。内容は、知事からのメッセージ、採用試験制度や仕事内容の説明のほか、グループに分かれての若手県職員との意見交換及び職場見学を行った。また、ガイダンスの内容については、人事委員会のホームページに掲載した。

エ 試験制度説明会の実施

県外の学生を県庁に招いたり、県内の大学等を訪問し、学生を対象として試験制度説明会を実施し、試験制度や県行政について説明等を行った。

(6) 危機管理等

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、次のとおりの対策を講じた。

ア 危機管理マニュアル

当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合の対応マニュアルを準備し、不測の事態に備えている。

イ 携帯版ホームページの作成

天候や公共交通機関の遅延などにより、予定どおりの試験実施が困難になると想定される場合に、受験者に試験実施についての情報を提供するため、人事委員会のホームページに携帯電話で閲覧できる、情報提供ページを準備している。

## 2 職員の昇任

平成 21 年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

| 職 別           | 知 事 | 教育委員会 | 警察本部 | そ の 他 | 計     |
|---------------|-----|-------|------|-------|-------|
| 局 長 相 当 職     | 8   |       |      | 1     | 9     |
| 部 長 相 当 職     | 17  | 1     | 1    | 3     | 22    |
| 課 長 相 当 職     | 50  | 1     | 1    | 5     | 57    |
| 室 長 相 当 職     | 61  | 10    | 4    | 15    | 90    |
| 調整監(課長代理)相当職  | 131 | 16    | 7    | 10    | 164   |
| 主任主査(課長補佐)相当職 | 177 | 64    | 9    | 15    | 265   |
| 主査(係長)相当職     | 159 | 34    | 14   | 31    | 238   |
| 主 任 相 当 職     | 115 | 36    | 12   | 45    | 208   |
| 合 計           | 718 | 162   | 48   | 125   | 1,053 |

(注) ( ) は、教育委員会及び警察本部等における職名。警察本部については警察官を除く。

次に掲げる職への昇任については、その選考を各任命権者に委任している。

- (一) 副主任研究員及びこれらに相当する職
- (二) 主任主事、主任技師及びこれらに相当する職
- (三) 本庁の室長の職又はこれに相当する職より下位の職において、現にある職が2以上の職務の級に区分されている職（研究職を除く。）で、その職を異にすることなく上位の職務の級に属する職
- (四) 研究職2級の研究員の職

※ なお、警察本部における、警察官の警部以下の階級にかかる昇任選考資格認定試験合格者名簿登載者からの昇任についても任命権者に委任している。

## 3 臨時的任用

一年以内に廃止されることが予想される職または適当な任用候補者がいない場合等に認められる臨時的任用について、教育委員会の申請に基づき承認を行っている。

件数は、次のとおりである。

| 期 間                  | 件 数   |
|----------------------|-------|
| 平成 21.4.1～平成 22.3.31 | 176 件 |

※ なお、給与が日額を持って支給される職及び教育職員については包括承認している。



# 給 与 関 係 事 務





## 第4 給与関係業務

### 1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、平成21年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、29,957人で、これを職務の種類別にみると、教育職が全体の58.9%を占め、以下行政職21.9%、公安職16.8%、医療職1.4%、研究職1.0%の順となっている。

(平成21年4月現在)

| 給料表          | 区分 | 適用人員<br>人 | 平均年齢<br>歳 | 平均経年数<br>年 | 学歴別人員構成比 |          |          |          | 性別人員構成 |        |
|--------------|----|-----------|-----------|------------|----------|----------|----------|----------|--------|--------|
|              |    |           |           |            | 大学卒<br>% | 短大卒<br>% | 高校卒<br>% | 中学卒<br>% | 男<br>% | 女<br>% |
| 全給料表         |    | 29,957    | 43.8      | 22.1       | 77.2     | 9.2      | 13.5     | 0.1      | 60.0   | 40.0   |
| 行政職給料表       |    | 6,550     | 43.6      | 22.7       | 55.7     | 14.4     | 29.8     | 0.1      | 69.4   | 30.6   |
| 公安職給料表       |    | 5,044     | 39.1      | 18.4       | 55.9     | 3.2      | 40.6     | 0.3      | 94.0   | 6.0    |
| 教育職給料表(二)(ロ) |    | 4,513     | 46.1      | 23.7       | 93.8     | 5.0      | 1.2      | -        | 62.1   | 37.9   |
| 教育職給料表(三)(イ) |    | 13,124    | 44.9      | 22.6       | 89.9     | 10.1     | -        | -        | 42.1   | 57.9   |
| 研究職給料表       |    | 296       | 41.8      | 19.3       | 99.3     | 0.7      | -        | -        | 84.1   | 15.9   |
| 医療職給料表(一)    |    | 42        | 37.3      | 14.1       | 100.0    | -        | -        | -        | 73.8   | 26.2   |
| 医療職給料表(二)    |    | 315       | 45.2      | 23.2       | 70.8     | 28.9     | 0.3      | -        | 24.4   | 75.6   |
| 医療職給料表(三)    |    | 73        | 46.6      | 24.2       | 93.2     | 5.5      | 1.3      | -        | 0.0    | 100.0  |

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を前年と比べると、全体で1,440円(0.4%)減少している。

なお、職員の給与の特例に関する条例等により給与の減額措置が実施されており、この措置がないものとした場合、昨年と比べると1,426円(0.3%)の減少となる。

| 給料表          | 区分 | 平成21年(A)<br>(カッコ内は減額措置前の額) | 平成20年(B)<br>(カッコ内は減額措置前の額) | $\frac{(A)}{(B)} \times 100$ |
|--------------|----|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 全給料表         |    | 400,143 円<br>(415,288)     | 401,583 円<br>(416,714)     | 99.6 %<br>(99.7)             |
| 行政職給料表       |    | 373,842<br>(388,538)       | 372,977<br>(387,662)       | 100.2<br>(100.2)             |
| 公安職給料表       |    | 349,866<br>(363,009)       | 350,546<br>(363,722)       | 99.8<br>(99.8)               |
| 教育職給料表(二)(ロ) |    | 438,172<br>(454,063)       | 442,790<br>(458,743)       | 99.0<br>(99.0)               |
| 教育職給料表(三)(イ) |    | 419,446<br>(435,358)       | 425,735<br>(441,779)       | 98.5<br>(98.5)               |
| 研究職給料表       |    | 381,513<br>(395,706)       | 381,306<br>(395,562)       | 100.1<br>(100.0)             |
| 医療職給料表(一)    |    | 788,972<br>(809,125)       | 714,755<br>(737,098)       | 110.4<br>(109.8)             |
| 医療職給料表(二)    |    | 373,419<br>(387,696)       | 365,961<br>(379,846)       | 102.0<br>(102.1)             |
| 医療職給料表(三)    |    | 379,716<br>(394,244)       | 311,200<br>(322,858)       | 122.0<br>(122.1)             |

## 2 夏季一時金に関する特別調査

### (1) 調査の目的及び調査対象事業所等

諸情勢を勘案し、例年の職種別民間給与実態調査とは別に、本県独自に、県内の平成20年職種別民間給与実態調査の対象事業所について、21年4月に21年の夏季一時金の支給額等について郵送により調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

| 産業                      | 企業規模 |        |                  |        |
|-------------------------|------|--------|------------------|--------|
|                         | 規模計  | 500人以上 | 100人以上<br>500人未満 | 100人未満 |
| 全産業                     | 197  | 79     | 82               | 36     |
| 鉱業、建設業                  | 19   | 7      | 5                | 7      |
| 製造業                     | 87   | 28     | 42               | 17     |
| 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業 | 41   | 24     | 9                | 8      |
| 卸売・小売業                  | 27   | 15     | 9                | 3      |
| 金融・保険業、不動産業             | 3    | 1      | 2                | 0      |
| 医療・福祉、教育・学習支援業、サービス業    | 20   | 4      | 15               | 1      |

(注) 上記のほか、調査不能の事業所が75あった。

### (2) 調査の結果

調査の結果、民間における21年の夏季一時金の支給割合は、20年の夏季一時金の支給割合に比べ、16.1%減少するものと算出された。

企業規模別夏季一時金決定（妥結）済事業所の対前年増減率

| 企業規模         | 夏季一時金決定（妥結）済事業所<br>対前年増減率 |
|--------------|---------------------------|
| 合計           | △16.1%                    |
| 500人以上       | △19.9%                    |
| 100人以上500人未満 | △6.3%                     |
| 100人未満       | △24.6%                    |

(注) 「夏季一時金決定（妥結）済事業所対前年増減率」は、決定（妥結）済事業所（77事業所）における夏季一時金支給総額等を母集団に還元し、支給割合の増減率を算出したものである。

### 3 職種別民間給与実態調査

#### (1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1,181 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

| 産業                        | 企業規模 |         |                    |         |
|---------------------------|------|---------|--------------------|---------|
|                           | 規模計  | 500 人以上 | 100 人以上<br>500 人未満 | 100 人未満 |
| 全 産 業                     | 271  | 124     | 93                 | 54      |
| 鉱 業 , 建 設 業               | 29   | 19      | 5                  | 5       |
| 製 造 業                     | 123  | 41      | 50                 | 32      |
| 電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業 | 64   | 38      | 14                 | 12      |
| 卸 売 ・ 小 売 業               | 25   | 12      | 9                  | 4       |
| 金 融 ・ 保 険 業 , 不 動 産 業     | 9    | 8       | 1                  | 0       |
| 医療・福祉, 教育・学習支援業, サービス業    | 21   | 6       | 14                 | 1       |

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模が対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が 38 あった。

#### (2) 職員給与と民間給与との比較

##### ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

県の行政職給料表適用職員と民間事業所の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢等の条件が対応すると認められる者について、平成 21 年 4 月分の給与を、県職員を基準とするラスパイレス方式で比較したところ、民間給与が職員の給与の特例に関する条例 (以下「特例条例」という。) による減額措置前の職員給与を 1 人当たり平均 691 円 (0.18%) 上回っていた。

| 民間給与<br>(A) | 職員給与<br>(減額措置前)<br>(B) | 較差 ((A) - (B))<br>$\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$ |
|-------------|------------------------|---|
| 389,260 円   | 389,951 円              | △691 円<br>( △0.18% )  |

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレス方式)。  
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。  
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 6,550 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 6,493 人である。

##### ◀参考▶特例条例による減額措置後の職員給与と民間給与との較差

| 民間給与<br>(A) | 職員給与<br>(減額措置後)<br>(B) | 較差 ((A) - (B))<br>$\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$ |
|-------------|------------------------|---|
| 389,260 円   | 375,209 円              | 14,051 円<br>( 3.75% )   |

### イ 民間における扶養（家族）手当の支給状況

| 扶養家族の構成 | 支給月額     |
|---------|----------|
| 配偶者     | 12,444 円 |
| 配偶者と子1人 | 19,142 円 |
| 配偶者と子2人 | 24,667 円 |

- (注) 1 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。  
 2 支給月額は、家族手当が平成19年以降改定された事業所について算出した。
- (備考) 県職員に係る扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

### ウ 民間における住宅手当の支給状況

| 支給の有無                             | 事業所の割合             |
|-----------------------------------|--------------------|
| 支給                                | 47.3%              |
| 非支給                               | 52.7%              |
| 借家・借間居住者に対する住宅手当月額<br>の最高支給額の中位階層 | 27,000円以上28,000円未満 |

(備考) 県職員に係る住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

### エ 民間における特別給（ボーナス）の支給状況

平成20年8月から平成21年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.48月分（事務・技術等従業員）に相当している。

| 項目       | 区分                               | 事務・技術等従業員 | 技能・労務等従業員 |
|----------|----------------------------------|-----------|-----------|
|          |                                  | 平均所定内給与月額 |           |
|          | 下半期 (A1)                         | 374,542 円 | 256,418 円 |
|          | 上半期 (A2)                         | 363,286 円 | 249,011 円 |
| 特別給の支給額  | 下半期 (B1)                         | 805,759 円 | 514,653 円 |
|          | 上半期 (B2)                         | 718,286 円 | 421,298 円 |
| 特別給の支給割合 | 下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$ | 2.15 月分   | 2.01 月分   |
|          | 上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$ | 1.98 月分   | 1.69 月分   |
|          | 年間計                              | 4.13 月分   | 3.70 月分   |

(注) 下半期とは平成20年8月から平成21年1月まで、上半期とは22年2月から同年7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月分である。

#### 4 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対し、次のとおり報告及び勧告を行った。

- ・ 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告（21年5月15日）
- ・ 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（21年10月7日）

##### 《職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告》

###### (1) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告（要旨）

###### ア 調査結果を踏まえた特例措置

職員の期末手当等の年間支給月数については、職種別民間給与実態調査（以下「民調」という。）の結果に基づく民間の年間支給割合を踏まえて決定することが基本である。

今般、本人事委員会が、夏季一時金を対象として実施した調査の集計結果は、予測値といえども、現下の厳しい民間の状況を反映しており、現時点において、看過しえるものとは言いがたい。また、職員の期末手当等の年間支給月数に大きく影響を与えることが想定されることから、本年の民調集計結果が出るまで、何らの措置も講じないことは適切ではない。

このため、民調の結果に基づき、年間支給月数を定めることを基本としつつも、本年度における職員の期末手当等の年間支給月数については、特例措置として、暫定的に一定の調整措置を講じる必要がある。

###### イ 暫定的な調整措置の内容

県内民間事業所における、夏季一時金の支給割合の対前年減少率 16.1%が職員の期末手当等の年間支給月数に与える影響は、次のとおり「0.30月分」に相当する。（毎月勤労統計調査による民間の冬季賞与の状況などを勘案し、民間における昨年の冬季一時金がその前年に比し、ほぼ横ばいと仮定）

###### 「0.30月分」の算出

- |  |
|--|
| <p>○ 6月期の支給月数「2.00月」<br/><math>2.00 \text{ 月} \times \Delta 16.1\% = \Delta 0.322 \text{ 月} \rightarrow</math> 「0.05月」単位とし、<math>\Delta 0.30 \text{ 月}</math><br/><math>\Rightarrow 2.00 \text{ 月} - 0.30 \text{ 月} = \underline{1.70 \text{ 月}} \text{ (A)}</math></p> <p>○ 12月期及び3月期の支給月数「2.05月+0.45月」<math>= \underline{2.50 \text{ 月}} \text{ (B)}</math></p> <p>∴ (A) + (B) <math>= \underline{4.20 \text{ 月}}</math> （現行4.50月との差：<b><math>\Delta 0.30 \text{ 月分}</math></b>）</p> |
|--|

このため、本年度、職員（任期付研究員、特定任期付職員及び再任用職員を除く。）の期末手当等の現行の年間支給月数「4.50月分」のうち「0.30月分」について、再任用職員にあつては、現行の年間支給月数「2.35月分」のうち「0.15月分」について、暫定的に減じる調整（以下「凍結」という。）を講じることとし、その内訳は、現行の期末手当及び勤勉手当の支給月数を考慮し、次表のとおりとすることが適当である。

表 職員の期末手当等の年間支給月数等の調整月数

(単位：月分)

| 区 分        | 年間支給月数 (A) |        |        | 調整月数 (B) |        |        | (A-B)  |        |        |
|------------|------------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 期末         | 勤勉     | 計      | 期末       | 勤勉     | 計      | 期末     | 勤勉     | 計      |
| 一般職員       | 3.00       | 1.50   | 4.50   | 0.20     | 0.10   | 0.30   | 2.80   | 1.40   | 4.20   |
|            | (1.60)     | (0.75) | (2.35) | (0.10)   | (0.05) | (0.15) | (1.50) | (0.70) | (2.20) |
| 特定幹部<br>職員 | 2.60       | 1.90   | 4.50   | 0.15     | 0.15   | 0.30   | 2.45   | 1.75   | 4.20   |
|            | (1.40)     | (0.95) | (2.35) | (0.10)   | (0.05) | (0.15) | (1.30) | (0.90) | (2.20) |

( ) 内の月数は再任用職員に適用

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当は、一般職員との均衡を考慮し、現行の年間支給月数「3.40月分」のうち「0.20月分」について、同様の措置を講じることが適当である。(調整後「3.20月分」)

なお、この凍結を行う時期及び月数については、本年の6月分を含めた期末手当等の各支給期において適切に配分する必要がある。

#### ウ 暫定的な調整措置の今後の取扱い

職員の期末手当等については、例年どおり民調により把握された特別給の実績に基づいて、民間の年間支給割合を算出し、これと職員の年間支給月数との比較を行い、必要があれば、(2)の調整措置の今後の取扱いを含めて、所要の改定を勧告する。

### 《職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告》

#### (2) 職員の給与に関する報告(要旨)

##### ア 平成21年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

本年の人事院勧告においては、公務員給与が民間給与を上回っていることから、俸給表の引下げ改定及び自宅に係る住居手当の廃止により月例給を引き下げるとともに、期末手当及び勤勉手当についても、公務の年間支給月数が民間の年間支給割合を上回っていることから、公務の年間支給月数を引き下げることとしている。このほか、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、同法に基づく措置に対応した所要の改定を行うこととしている。

次に、民調により、県内民間事業所の本年の春季賃金改定動向等をみると、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年よりも大きく減少しているほか、定期昇給を実施した事業所においても、前年と比較して昇給額を減額した事業所が昨年よりも増加しているなど、非常に厳しい状況がみられる。

ところで、現在、職員給与については、特例条例による減額措置が実施されている。本人事委員会としては、この減額措置が本県の非常に厳しい財政状況を理由にとられた時限的な特別例外の措置であることや、本来支給されるべき給与水準を示すという給与勧告制度の趣旨から、減額措置前の職員給与と民間給与とを比較することが適当であると判断する。その結果、本年4月現在における職員給与と民間給与を比較すると、職員給与が民間給与を上回っている状況にある。

本人事委員会は、昨年、地域手当について、給与構造改革による給料表水準の引下げに伴う経過措

置が適用されていることなど、本県の現状等を総合的に勘案し、広島県内に勤務する職員の暫定的な支給割合等について、民間給与との較差を踏まえ、適切な措置を講じる必要があることなどを報告したところであるが、本年においても、この状況は昨年と同様である。

これら諸般の事情を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

#### (ア) 給料表等

給料表については、国家公務員の俸給表の改定に準じて改定を行う必要がある。なお、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考に、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

また、この給料表の改定は、若年層に相当する一部の号給、医療職給料表(一)及び第2号任期付研究員の給料表を除き、給料月額を引き下げるものであることから、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年広島県条例第64号)附則第9条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成17年広島県条例第65号)附則第7条の規定による給料の算定基礎となる額についても、改定時において引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として引き下げる必要がある。

この引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に、行政職給料表適用職員全体に係る民間給与との較差の合計額を引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率( $\Delta 0.18\%$ )を考慮して定めた100分の99.82を乗じて得た額とすることが適当である。

#### (イ) 諸手当

##### A 地域手当

上記(ア)による給料表等の改定によってもなお解消しきれない民間給与との較差について、広島県内に勤務する職員の地域手当の暫定的な支給割合の引下げにより、適切に対処する必要がある。

##### B 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、本年の民間事業所における賞与等の特別給の支給割合(4.13月分)を考慮し、職員の年間支給月数(4.50月)を0.35月分引き下げる必要がある。

なお、本人事委員会では、本年4月に実施した「夏季一時金の特別調査」に基づき、5月15日に、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を、暫定的に「0.3月分」減じる調整を行う必要がある旨の報告をしている。

#### (ウ) 改定の実施時期等

本年の給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容であるため、国家公務員の改定に準じて、本年4月に遡及することなく、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日。以下「実施日」という。)から実施することが適当である。

なお、この場合において、国にあっては、月例給について、本年4月から実施日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で公務と民間の均衡を図る観点からの調整措置を講じてい

るが、本県にあっては、この間職員に実際に支給された減額措置後の給与（375,209円）が、本年の民間給与（389,260円）との較差に基づく改定後の職員給与を下回ることから、実施しないことが適当である。

また、期末手当及び勤勉手当については、月例給の調整措置の取扱いや、引下げ後の年間支給月数などを踏まえ、期末手当及び勤勉手当それぞれについて改定後の年間支給割合に応じた額を超えないよう、適切な調整措置について検討する必要がある。

## イ その他の改定

医師及び歯科医師並びに県外に勤務する職員の地域手当については、国や他の都道府県の状況を考慮し、平成22年度以降、必要な措置を講じることが適当である。

## ウ 給与制度をめぐる諸課題

### （ア）給与構造改革への対応

国においては、平成18年度からスタートした給与構造改革が、平成22年度をもって終了する。

本県においては、平成18年に国の俸給表に準じた給料表を導入するとともに、同年、地域手当の最終的な支給割合等について勧告した。

この間、地域手当について、医師及び歯科医師並びに県外に勤務する職員については、国家公務員に準拠することを基本とする一方、県内に勤務する職員については、給料表水準の引下げに伴う経過措置の適用者の状況など、本県の現状等を総合的に勘案し、平成19年度以降、職員給与と民間給与との較差を踏まえつつ、地域手当の暫定的な支給割合等により、適切な措置を講じてきた。

なお、多くの都道府県において地域手当の見直しが行われていることや職員の勤務実態など、地域手当を取り巻く環境が変化してきている。

このため、給料表との関係を含む、県内に勤務する職員の地域手当の暫定的な支給割合の今後の取扱いなど、地域手当制度全般にわたる、その在り方などについて、引き続き、多面的な視点からの検討を行っていく。

### （イ）自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当について、国は、今般廃止することとしたところであるが、職員の居住実態、手当の定着の度合いや公民較差への影響を考慮する必要もあることから、他の都道府県の動向等を注視しつつ、調査、研究していく。

### （ウ）時間外勤務手当

平成22年4月1日から、時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第89号）が施行されることを踏まえ、同法に基づく措置に対応した所要の改定を行うことが適当である。なお、詳細については、今後、関係する法律の改正状況等を考慮し、適切に対処する必要がある。

### （エ）教員給与制度をめぐる動き

公立学校の教員給与の在り方については、現在、国において、中央教育審議会の答申などを踏ま



えた検討・見直しが進められているところであり、それらの動向を注視しながら、引き続き調査、研究を行い、検討を進めていく必要がある。

## エ 給与勧告実施等の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本年、本人事委員会は、月例給及び特別給ともに引下げ改定を行うよう求めるものであるが、職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の期待と要請にこたえるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

また、平成16年度以降実施されている給与の減額措置は、地方公務員法に定める職員の給与決定原則とは異なる特別例外の措置であることから、本人事委員会としては、この減額措置を解消されるよう望むものである。

## (3) 勧告（要旨）

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

### ア 改定の内容

#### (ア) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(一)及び第2号任期付研究員の給料表を除く。）を別表1から別表7までのとおり改定すること（別表1から別表7 略）

#### (イ) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第64号）附則第9条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第65号）附則第7条の規定による給料

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員以外の職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.82を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること

- A 次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げる級及び号給であるもの（表 略）
- B 医療職給料表(一)の適用を受ける職員
- C 第2号任期付研究員

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

A 再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員以外の職員

a 平成 21 年度の支給割合

(a) 期末手当の年間支給割合を 2.75 月分（特定幹部職員にあつては、2.35 月分）とすること

(b) 勤勉手当の年間支給割合を 1.4 月分（特定幹部職員にあつては、1.8 月分）とすること

b 平成 22 年度以降の支給割合

(a) 期末手当の年間支給割合を 2.75 月分（特定幹部職員にあつては、2.35 月分）とし、6 月、12 月及び 3 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.15 月分、1.2 月分及び 0.4 月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ 0.95 月分、1 月分及び 0.4 月分）とすること

(b) 勤勉手当の年間支給割合を 1.4 月分（特定幹部職員にあつては、1.8 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.7 月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ 0.9 月分）とすること

B 再任用職員

a 平成 21 年度の支給割合

(a) 期末手当の年間支給割合を 1.5 月分（特定幹部職員にあつては、1.3 月分）とすること

(b) 勤勉手当の年間支給割合を 0.7 月分（特定幹部職員にあつては、0.9 月分）とすること

b 平成 22 年度以降の支給割合

(a) 期末手当の年間支給割合を 1.5 月分（特定幹部職員にあつては、1.3 月分）とし、6 月、12 月及び 3 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.55 月分、0.75 月分及び 0.2 月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ 0.45 月分、0.65 月分及び 0.2 月分）とすること

(b) 勤勉手当の年間支給割合を 0.7 月分（特定幹部職員にあつては、0.9 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.35 月分（特定幹部職員にあつては、それぞれ 0.45 月分）とすること

C 任期付研究員及び特定任期付職員

a 平成 21 年度の支給割合

期末手当の年間支給割合を 3.1 月分とすること

b 平成 22 年度以降の支給割合

期末手当の年間支給割合を 3.1 月分とし、6 月、12 月及び 3 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.3 月分、1.4 月分及び 0.4 月分とすること

イ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること

ただし、アの（ウ）の A の b、B の b 及び C の b については、平成 22 年 4 月 1 日から実施すること

(イ) 平成 21 年度に支給する期末手当及び勤勉手当に関する調整措置

平成 21 年度に支給する期末手当及び勤勉手当それぞれの合計額が、アの(ウ)のAのa、Bのa及びCのaによる改定後の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合に応じた額を超えないよう、適切な調整措置を講じること

(4) 人事行政における当面の諸課題に関する報告(要旨)

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

**ア 職員の勤務時間**

職員の勤務時間を定めるに当たっては、地方公務員法の規定により、社会一般の情勢に適応するよう適切な措置を講じるべきこと、また、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう適切な考慮を払うべきこととされている。

昨年、人事院が勤務時間の改定について勧告したことなどを受けて、本人事委員会においても、本県職員の勤務時間について、国家公務員に準じて改定を行う必要がある旨を報告しているところである。

国家公務員の勤務時間については、本年4月から1週間当たり38時間45分とされているところであり、また、本人事委員会で本年の県内民間企業の所定労働時間の状況を調査したところ、その調査結果は1週間当たり39時間12分であった。

本県職員の勤務時間については、これらの状況及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、国家公務員に準じて改定を行う必要がある。

その際には、行政サービスや行政コストへの影響を十分考慮し、勤務体制の整備や業務の効率化による更なる時間外勤務の縮減などに取り組み、公務能率の一層の向上を図る必要がある。

**イ 人材の確保・育成**

地方分権の進展や県民の価値観の多様化など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、以前にも増して複雑・高度化する行政課題に対応していくためには、有為な人材を確保するとともに、職員の能力・意欲を最大限引き出す人材育成を進め、組織の総合力を高めていくことが不可欠である。

(ア) 人材の確保

職員採用試験の受験者は、少子高齢化に伴う受験年齢人口が減少する中、総じて減少傾向にあり、人材確保上、厳しい状況が続いている。

こうした状況の下、本人事委員会では、引き続き公務の魅力を積極的に情報発信していくとともに、今年度の採用試験においては、県に必要な人材像をより明確化し、面接試験における評価の視点を見直したところである。

今後も、採用試験の在り方について絶えず見直し・研究を行い、行政課題に果敢に取り組む人材の獲得に努めたい。

## (イ) 人材の育成

### A 人事評価制度の充実

人事評価は、職員の能力や実績を公正かつ客観的に把握し、その結果に基づいた適正な人事管理を行うことにより、人材の育成を図る重要なツールとなるものである。

しかしながら、昨年本人事委員会で開催した知事部局・企業局を対象とした職員アンケート調査では、人事評価制度について理解していない職員が6割弱に達するなど、現行制度に対する職員の理解が必ずしも十分でない状況にある。

このため、制度の目的や仕組みについて職員への周知を徹底するとともに、制度に対する職員の信頼感を確立するなどの環境整備が急務である。

### B 人材育成の強化

近年、とりわけ知事部局においては、県行政を取り巻く様々な環境変化により職員の少数化や年齢構成のアンバランス化が進み、リーダーシップや指導力の養成など、職場のOJT機能が以前より低下している状況にある。

こうした中、組織の総合力を高めていくためには、職務段階に応じた職員個々の能力の開発・向上につながる、効果的な人材育成がこれまで以上に求められる。

各任命権者においては、これまでも人材育成の基本的な計画を策定し、力を入れてきているところであるが、これらの取組が十分に機能しているかどうかを検証し、より実効性のある人材育成の取組に努める必要がある。

人材育成の取組が十分に機能しているかどうかを検証し、より実効性のある人材育成の取組に努めることが必要

## ウ 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

職員が職業人としてその能力を十分に発揮すると同時に、家庭や地域における生活も重視することができると勤務環境の整備は、公務運営上重要な課題となっている。

### (ア) 両立支援制度の活用

仕事と生活の調和を図る上で、子育てや介護を行う職員が職業生活と家庭生活の両立を図ることができるよう職場全体で支援していくことは重要である。

しかし、これまで整備してきた両立支援制度の利用状況をみると、依然として男性職員の育児参加については、利用状況が低調であり、制度の周知徹底が十分でないところも見受けられる。

各任命権者は、男性職員の育児参加など両立支援制度の積極的な利用が図られるよう、対象となる職員に対する制度の周知徹底や利用を促す意識啓発をきめ細かく行うことが必要である。加えて、利用実態の調査等により運用上の課題を検証し、制度の利用を促進する有効な方策を検討することが大切である。

### (イ) 時間外勤務縮減に係る取組

仕事と生活の調和のとれた社会の実現には、長時間労働の抑制が重要であることなどを踏まえ、今般、労働基準法の一部が改正された。

各任命権者においては、これまでも勤務時間の適正な管理や時間外勤務の縮減に向けた取組を実施してきたところであるが、全体としては、長時間労働となっている職場をはじめとして、時間外勤務の状況は大きく改善したとは言えない。

各任命権者は、職員の勤務時間の管理を適正に行うとともに、時間外勤務縮減策の実施状況を適時確認し、検証を行いながら、時間外勤務の縮減を進めていく必要がある。

(注)労働基準法の一部改正

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的として、時間外労働の割増賃金率を引き上げ、1か月60時間を超える時間外労働に対して、5割以上の率で計算した割増賃金を支払わせることとする等の改正が行われたもの（平成22年4月1日施行）

#### (ウ) 長距離・長時間通勤の解消

職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、職員の長距離・長時間通勤を解消する必要があることについては、これまでも指摘し、任命権者において種々努力してきたところであるが、十分な解消が見られないのが現状である。

効率的な公務運営と人事異動における適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策が求められており、長距離・長時間通勤の解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤を極力解消していく必要がある。

## エ 公務運営の改善に関する課題

### (ア) 高齢期の職員の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられることに伴い、平成25年度以降、民間と公務の別なくすべての勤労者は60歳で定年退職しても年金が支給されず、年金支給開始までの間に無収入となる期間が発生する。

このことを受け、今年度の人事院の報告においては、「国家公務員について、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であり、この条件を整えるためには、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策など、検討すべき諸課題への対応を早急に進めていく必要がある」との基本的な考え方が示されたところである。

少子高齢化が進む中、社会の活力を維持するためにも、高齢者がその知識と経験を活かして活躍することができる環境を整えることは重要であり、高齢期の雇用問題は積極的に取り組むべき課題である。

本県においても、新規採用の確保や組織活力の維持を前提に、平成13年度から導入された再任用制度について検証するとともに、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、この課題について早期に検討を開始する必要がある。

### (イ) 職員のメンタルヘルス対策

精神疾患による退職者が職員に占める割合は、教育委員会をはじめ、依然として高い水準で推移している。

このような状況は、個々の職員にとって切実な問題であることはいままでもないが、効率的な公務運営を確保するためにも、組織として改善に向けて取り組むべき喫緊の課題である。

各任命権者においては、これまでもメンタルヘルス研修や職員相談などの対策を実施しており、引き続き粘り強く取り組む必要がある。

とりわけ予防や早期発見の視点に立った相談体制を一層充実する必要がある。また、心身の健康に影響を及ぼすような職場のストレスを軽減するための、上司と部下、同僚間の円滑な意思疎通の確保に向けた取組も重要である。

#### (ウ) 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、全体の奉仕者としての自らの責務を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかし、教員のわいせつ行為による懲戒免職事案などの不祥事が相次いでおり、このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を著しく失墜させるものであり、極めて遺憾である。

任命権者においては、不祥事防止についての専門家会議を設置し、職員の規範意識の確立をはじめとした対策の検討などを行っており、引き続き、原因分析や再発防止策の課題などの検証を行い、不祥事の防止に向けた取組の徹底を図られたい。

また、職員においては、一人一人が自らの職務に高い誇りと使命感を持ち、その遂行にまい進することを期待する。

## 5 職員の給与制度改定の動き

### (1) 給料表

本人事委員会が平成21年10月7日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する報告（以下「報告」という。）」のとおり改正された。（平成22年1月1日適用）

### (2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第64号）附則第9条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第65号）附則第7条の規定による給料

報告のとおり改正された。（平成22年1月1日適用）

### (3) 諸手当

#### ア 期末手当及び勤勉手当

報告のとおり改正された。（平成21年4月1日及び平成22年4月1日適用）

#### イ 地域手当

報告を踏まえた検討がなされた結果、民間給与との較差を踏まえた暫定的な支給割合の措置等が講じられた。（平成22年1月1日適用）